

平成26年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月9日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成26年9月12日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成26年9月12日午後3時47分			副議長	古 館 義 純 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 館 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	10 番	岩 下 孝 嗣 君		8 番	古 館 義 純 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	池 田 則 子 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成26年第3回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月12日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成26年第3回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
1番 井上正旦君	1. 新たな構想について	町 長
	2. 人口減少問題について	町 長
	3. 肥前斎場の行く末について	町 長
	4. アサリ漁場の復活について	町 長
5番 脇山伸太郎君	1. 3期目の町政について	町長・教育長
	2. 原発再稼働について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 原発の災害時に於ける避難計画について	町 長
	2. 子ども子育て新制度について	町 長
10番 岩下孝嗣君	1. 原子力発電の再稼働について	町 長
	2. 定住政策について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。1番井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

議長の許可を得ましたので、質問をしたいと思います。

岸本町長には、さきの町長選、再選おめでとうございます。2期8年の成果が問われた今回の選挙だと思います。今後4年間町政を担当されるわけですが、どのような構想を持って臨まれるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

井上正旦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、さきの挨拶でも申し述べさせていただきましたけれども、このたびの選挙におきまして、町民の皆さんを初め各方面から力強い御支援と心温まる御厚情を賜り、引き続き3期目の町政運営を担わせていただけることに感謝をいたしております。

さて、御質問のこれからのお考えはということでありましたので、少し、選挙の感想についても述べさせていただきますと思います。

今回は正直なところ、非常に厳しい選挙戦であったというふうに感じております。得票結果から想像するに、2期8年間で取り組んできた施策で住民の方に御理解が得られていない部分もあったのではないかとこのように感じております。特に、話題になることが多かった次世代エネルギーパークあすぴあについては、今後もっと多くの方に御来場いただける工夫や収益の改善に向けた取り組みの強化を図っていく必要があるというふうに考えております。

それから、原子力発電所の再稼働については、投票結果からも町民の皆さんには大きく御理解をいただいていると再確認ができたものと感じております。

また、今後4年間の新たな構想ということでございますが、今回の選挙では、1つ、自立心を持ち誇りを持てるまちを目指す、2つ目に心安らぎ癒されるまちを目指す、3つ目に子供たちが夢をいっぱい持てるまちを目指す、4つ目に心豊かで輝く将来を持てるまちを目指す、5つ目に安全・安心のまちを目指すという、5つの目標を掲げさせていただいたところでございます。2期8年間の施策において、反省すべき点は反省をし、この5つの目標を中心にこれまで8年間にまいた種を成長させる4年間にしたいというふうに考えております。

多くの町民の皆様から期待されていることも実感をいたしておりますので、その期待に

お応えするためにも新たな決意と情熱で、住み心地がいい、そしてしかも魅力と活力のあるまちづくりに努力をしまっている所存でございます。ぜひ、その点についてもこれから具体化をまいりますので、よろしく御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

私もまだまだ勉強中ではありますが、今回、町民の代弁者としてここに立たせていただきました。私どもが選挙期間中に耳にした言葉の中に、町民の切実な思いが聞かれました。箱物行政、大型の事業が進んでいるが果たして私たちの生活の中にどのような変化をもたらすのか、また、今の暮らしの中で私たちにとってどんなことがよくなるのかと、厳しい意見が聞かれました。大型の事業は5年後、10年後に評価をいただくものであるため、それだけに将来を見据えた事業でなければなりません。今、町民は、ハードな事業からより身近に感じられる支援事業を希望されています。そこで、町長に身近な問題を二、三、質問をしたいと思います。

町内の人口減少についてお伺いします。

要因として、自然死による減少、出生率の低下による減少、最後に他市町村への人口の流出であります。今最も対策を講じなければならないのが、人口流出の問題です。玄海町においては、他市町村には見られないような手厚い子育て支援事業や定住促進事業など、多くの施策をもって対処されておりますが、しかし、現状では若者から30代、40代の子供を持つ世代までが、定住を考えた場合、唐津を選択されるのはなぜなのでしょう。転出される理由には人それぞれが悩んだ結果だと思いますが、玄海町に住みたい、しかし新築や交通のアクセスを考えると唐津のほうが良いと言われます。アクセスについてはよくなってきているが、家を建てる場所が玄海町にはない、確かに緑豊かなところではありますが、宅地となれば限られてきます。唐津市でも住民がふえているところは、宅地整備が行われ新しい家が建ち人がふえています。個人で宅地を造成し家を建てるには、負担が大き過ぎてできないのが現状です。全国的にも人口減少が進む中、古民家の利用等を含め、若い人が都市から町、村へというところも全国にはあります。しかし、住むところの確保に至っては、玄海町はおくれているのではないのでしょうか。人口の増加によって町に変化が生まれ、地区の活性化、商業の活性化、または教育の向上にもつながると思います。どうか玄海町におかれましても、宅地

の供給について検討してもらいたいと思います。町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

人口減少問題についてお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、ここ数年、4月1日を基準とした玄海町の人口推移について申し上げておきたいと思います。

平成23年の4月1日、これが6,451人であった人口が、平成24年6,377人で対前年比74人の減、それから平成25年が6,300人で対前年比77人の減、そして本年平成26年が6,202人で対前年比98人の減ということになっております。例えば、ここ30年で一番多かった昭和60年4月には実は7,814人であった人口が、平成26年と比較をしますと1,612人の減少ということになっております。佐賀県の人口につきましても、同じように減少をし、全国の人口は平成22年をピークに減少している状況となっております。

玄海町の人口減少の要因としましては、出生者数と死亡者数との差である、先ほど議員おっしゃっていただいたように自然増減、これが平成15年度を境に出生者数より死亡者数が多い自然減となっております。平成23年度で出生者数が52人、死亡者数が73人、平成24年度で出生者数が47人、死亡者数が90人、平成25年度は出生者数が45人、死亡者数が89人となっております、自然減がますます進んでいる状況となっております。

議員お尋ねの流出人口につきましては、転入者と転出者の比較をさせていただいております。平成23年度で転入者が180人、転出者が233人で53人の減、平成24年度で転入者が182人、転出者が216人で34人の減、平成25年度は転入159人、転出213人で54人の減となっております。この3年間で、141名の方が流出をしているという状況でございます。本町としましては、御質問のように定住政策、それから町の魅力を高めるさまざまな事業として中学生までの医療費の無料化、他の自治体と比較して低廉な保育料、小・中学校での教育支援、それからグレードアップ事業、そして先ほどから御指摘をいただいている定住促進奨励金、そして産業支援など、他の自治体にはない多くの支援事業を行っておりますが、現時点では高校卒業後の子供の多くが進学等によって県外へ転出していきますので、卒業後の就労期にUターンやIターンをしないと若者が少なくなり、社会減の要因の一つともなっております。玄海

町のこのような状況での対策を考えますと、今後、出生者数をふやしていく対策や、高校卒業後の子供の多くが進学により県外へと転出していきますので、町外へ転出した子供たちが玄海町へ帰ってくるような住みやすさ、または就業の場もつくっていかねばいけないというふうに考えております。

当然、先ほど、議員御指摘をいただいた宅地の整備等々についてもしっかりと協議をして、具体化、具現化をしていかねばいけないと考えております。

それから、子育てのしやすい環境につきましても、まさに今、玄海町子ども・子育て会議におきまして、平成27年度からの5年間の計画で新次世代育成支援行動計画、これは前期になりますけれども、それから子ども・子育て支援事業計画第1期を子ども・子育て会議の委員さん方に検討していただいております。

今後とも、地域の皆様が暮らしやすく、住みたい、住んでよかったと思っただけのような、魅力のある玄海町を目指していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

わかったんですけども、私がちょっと地元で、漁村で聞いた事例を1つ言いたいと思います。

仮屋、外津の漁村では、車の入らないところの家は要らないと子供から言われたと聞きました。家まで乗りつけられない屋敷は要らないと。そういう事情で、便利のよい宅地を供給しなければ、後継者の方も地元に残りにくいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それで、次に移ります。

次に、町民や近隣市町村の方も関心がある、肥前斎場の統廃合の問題についてお伺いをいたします。

葬儀場については、2カ所、民間業者によりできました。しかし、火葬場となると肥前斎場1カ所のみです。

こうした状況の中、近年、参列される方の年齢層も高齢者の方が多いように見受けられます。葬儀場から火葬場への移動は、高齢者にとっては苦痛なことです。また、最後の別れ場としてなじみのあるところで親しい人たちから見送りを受けたい、誰もが思うことではない

でしょうか。肥前斎場といえば、誰でも場所がわかり、また父母を見送った場所として心にあると思います。町民の声として、唐津だったら場所もすぐに頭に浮かばない、そんな遠くへは年もとりに行けない、唐津の利用となれば料金も高くなるのでは、唐津にお世話にならんといかんとね、町でどげんかしてもらえんとだろうかと、漠然とした言葉の中に一抹の不安があるようです。一生のうち、何度も利用するところではありませんが、親族知人を含めると必ず利用する場所です。現在の状況はどのような段階にあるのですか、説明をお願いします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

肥前斎場の統廃合の問題について御答弁いたしたいと思います。

初めに、この肥前斎場統廃合の問題につきましては、ことし6月の第2回定例会で藤浦皓議員から御質問を受け、答弁しました内容と重複する部分につきましては御容赦をいただきたいと思います。

このことについては、平成26年5月の唐津市との打ち合わせにおいて、初めて実は説明を受けたところでございます。唐津市としては、平成30年を目途に肥前斎場を廃止したいというような方針の説明を受けました。その後、7月29日の火葬場の統廃合に係る会議では、まだ具体的に残す施設名などは決定していないということ、それから今後、外部審議会で検討をしていただいて、最終的な決定の参考にしたいと考えているということでございました。

本町としましては、合併前の肥前町と玄海町の共同斎場として供用を開始したという経緯からも、肥前斎場が廃止になるということは町民の葬祭に対するサービスの低下につながりますので、存続に向け唐津市と十分に協議を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。まだはっきりいたしませんので、そのように御理解をいただけたらと思います。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

町長には、前向きに進めるということで、ありがたい言葉をいただきました。ありがとうございます。

次に移ります。

最後に、アサリ漁場の復活と改善についてお伺いしたいと思います。

仮屋漁協アサリ部会では、毎年、町の支援を受けアサリの稚貝放流事業を行ってきました。例年、実績も上がってきておりましたが、一昨年、去年と、貝が見られない状態となっております。ことしは休漁となりました。アサリ部会では、このままいけばアサリが取れない状態が続くのではないかと心配をされております。

不漁の原因として一番に挙げられるのが、干潟の形状が変わってしまったということです。川下一帯が干し上がるため、貝が死滅したのです。みお筋がなくなったからだと思います。みお筋とは干潮時に潮が残っている場所です。貝はこの周辺に移動しますので、一番アサリのとれる場所です。みお筋の回復がなければ漁場はよみがえりません。対策としてしゅんせつしかありません。県には、漁協から再三お願いしてきたところですが、上場開発が終われば、藤ノ平ダムが完成したならばと、一向に取り組む様子がうかがえません。

干潟の拡大は、アサリだけの問題ではありません。干潮時に大雨が降れば、大量の水が干潟を走り下り、タイ養殖場の網を直撃し、網を持ち上げ魚を傷つけたり、タイの稚魚を死なせることもあります。このような現状でございますので、一刻も早いしゅんせつ事業の実施をお願いしているところでございます。

町長には、地元の勝手なお願いと思われるかもしれませんが、県とのパイプ役としてお骨折りをお願いする次第です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

アサリ漁場の現状と改善策についてお答えしたいと思います。

まず、アサリ漁場の現状について、少しお話をさせていただきたいと思います。仮屋地区では以前からアサリ漁が行われておりましたが、有浦川河口地先では平成16年度にアサリが急激にふえ、重要な水産資源になるとともに、ここ10年間はアサリ漁が春の風物詩として親しまれてきたところでございます。

過去20年間のアサリの漁獲量を見ますと、平成7年度から平成15年度までは年間漁獲量が0.2トンから1.5トンの範囲でございましたけれども、平成16年度には大幅に増加をし、26.2トンの漁獲量となりました。平成16年度をピークとしまして、その後は減少傾向となり、

平成25年度には2.6トンまで減少をし、今年度はアサリ資源がさらに減少したことからアサリを保護する目的で自主的に休漁されております。

平成16年度に26トンとアサリが大量に漁獲されましたのは、その数年前にアサリ稚貝が例年になく大量に発生をし、発生した稚貝が底質を含めた漁場環境に恵まれて順調に生育したためと考えられます。ちなみに、二枚貝類は条件が整えば異常発生すると一般的に言われておりまして、有浦川河口地先の干潟でも同様な現象によってアサリの好漁場が形成されたものと推測をいたしておるところです。

町としましては、アサリの漁獲量を維持するために、仮屋漁協に対し近年はアサリ稚貝を4トン、放流の助成事業を実施させていただいております。

有浦川河口地先の干潟は、河口に近いために河川水の流量により干潟の形状が変化しやすく、底質環境が安定しにくい漁場特性であると考えられます。その要因として、一般的に河口に近いアサリ漁場は、流下する砂泥によって干潟の底質が砂質化や砂泥化したり、あるいは泥化と、変化しやすいと言われております。アサリ部会員からも、以前に比べると主漁場となっていた場所の砂がかたくなり、また沖側の漁場では泥化し、そのような場所にはアサリがないという話を聞いております。同様な底質の変化は、アサリ生息量調査時の目視調査でも確認をしておりまして、漁獲量が多かった平成16年度当時に比べると、アサリ漁場としての機能が維持されている場所は減ってきている状況にあるというふうには思っております。

次に、改善策について御答弁したいと思います。

町としては、平成19年度から年2回アサリの生息量調査を実施し、アサリ部会において成貝の生息状況や稚貝の発生状況をもとに、当該年度の漁獲見込量やアサリ資源の今後の見込み等を報告するとともに、アサリ資源を維持回復させるための提案もしているところでございます。また、その報告時には、佐賀県玄海水産振興センターの担当者にも同席をしてもらい、指導をいただいているところでございます。

アサリ漁場を回復させる一般的な方法として、アサリの生息に適した砂を漁場にまく覆砂、それから干潟を耕す耕うん等の生息場の改善や、稚貝の着底を促進する竹などの設置がございまして、アサリ部会では、アサリを継続的に安定して漁獲できるように、漁場の状況に応じて、これまで干潟の耕うん、外敵生物及び海藻類の駆除や減少しているアサリ稚貝をふやすため逆さ竹、それから竹堰の設置などを自主的に取り組まれておるところでございます。

アサリ放流につきましては、今年度から、これまでの広範囲の放流からアサリ漁場として機能が維持されている場所への放流に変更するなど、放流時期も含めて改善すると聞いておりまして、以前より放流効果は期待できるものというふうに考えております。

アサリ漁場の改善策として、これは議員御指摘をいただいたしゅんせつも一つの方法と考えられますが、泥化した場所や、砂がかたくなりアサリの生息に適さない場所がしゅんせつの候補地になるのかというふうに思われます。有浦川からの砂泥の影響が大きい状況下で、しゅんせつし低くなった場所が必ずアサリの生息に適した底質になるのか、また、生息に適した底質になった場合でも、その状況を一定の期間維持できるのかの判断は非常に難しく、しゅんせつにつきましては事業効果、それから経費的な面を見きわめた上での対応が必要ではないかと考えているところでございます。

今後もアサリ漁場を管理する上で、アサリの放流だけではなく、アサリ漁場として機能が維持されている場所を有効に活用するとともに、まだ回復の可能性のある場所に対して漁場改善策を引き続き取り組んで、稚貝の発生量をふやし、成貝を増加させることが課題ではないかというふうに考えております。

アサリ部会では、今年7月25日に全国漁業協同組合連合会のアサリ専門家に来ていただいて、部会員とアサリ増殖等に関する意見交換がなされておりまして、また9月8日には同じ専門家にアサリ漁場を直接確認していただいて、漁場の改善策について町の担当者が同席をし、覆砂、それから放流時期などの意見交換をしたところでございます。

町としましては、今後も熱心に取り組まれているアサリ部会と協力をして、アサリの復活に向け調査を継続し、漁場環境の改善、稚貝の放流などの対策について研究をさせていただきたいというふうに考えております。どうぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○1番（井上正旦君）

私も、アサリの漁協の理事のときに熊本のほうに視察に行きましたが、やはり干潟の形状が生息に非常に重要だと伺いました。V字型のみお筋がなければ貝は育たないそうです。もう、干上がってしまった状態ではですね。しゅんせつをして、みお筋を残すというのが大事だということを聞きました。有浦川の場合はみお筋をつくったとしても、一番アサリ部会で

も話されたんですけれども、仮屋橋の橋脚ですね、真ん中にある橋、あれがあるために水の流れが干拓のほうに向けてある、真っすぐではないですもんね。それで多分しゅんせつしてもすぐにまた今のようになるんじゃないかなということを話されておりました。橋脚を真っすぐにならないんでしょうかね。あれがなければ、しゅんせつもまた今のような状態になるということですね、だからこう、今、干拓のところがいつも侵食されているでしょう、あそこ、細いところ、あれは橋の橋脚のせいだそうです。あれがなければ、いつも潮が真ん中を、川の通りにはならないんじゃないかなということをアサリ部会の方も言うておられました。それで、そちらのほうも御検討していただければと思います。そういうことで、いっちょお願いしておきます。

今日は、4件の質問を岸本町長にさせていただきました。人口減少の問題、肥前斎場の統廃合の問題、アサリ漁場の復活への課題、いずれの問題についても岸本町長から前向きな御答弁をいただきました。皆さん、喜んでいただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で井上正旦君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 34 分 休憩

午前 9 時 50 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問通告書に従い質問していきます。

今回、質問を2問用意しております。1つ目に、3期目の町政について、2つ目に、原発再稼働について質問させていただきます。

まず、1つ目の3期目の町政についてですが、町長は今回の町長選挙時に、「岸本英雄5つの約束」という形で、5つ公約を提出されておりました。これは、町民の皆様に見てもらっていることだろうと思います。この書かれた順番とは、ちょっと逆になっておりますが、まず、この5つの公約の中の最初に、自立心を持ち、誇りを持てるまちを目指す、2つ目に、心やすらぎ、いやされるまちを目指す、3つ目、子ども達が夢をいっぱい持てるまちを目指す

す、4つ目に、心豊かで輝く将来を持てるまちを目指す、最後に、安全・安心のまちを目指す、この5つの約束をされております。

まず最初に、「自立心を持ち、誇りを持てるまちを目指し、町の財源を確保し、エネルギー対策についても町民の皆さんと共に学習し、さらなる将来計画へ結びつけられる様、努力を続けます。」と書いてあります。まず、これについて町長に質問いたします。具体的に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山伸太郎議員の御質問にお答えをしたいと思います。

自立心を持ち、誇りを持てるまちを目指すというお尋ねでございました。

これについてですけれども、今、議員御自身で言っていただきましたとおり、町の財源を確保して、エネルギー対策について町民の皆様とともに学習をし、さらなる将来計画へ結びつけられるような努力を続けていくことを考えております。

まず、町の財源確保についてですが、皆さん御存じのように、本町の財源の約7割が原子力発電所関連の収入で、今のところ、原子力に依存をしておる状況でございます。今後の原子力発電所関連の収入については不透明であり、また、地方交付税につきましても、近い将来、不交付団体から交付団体になるだろうという予測はいたしております。

このようなことから、新たな雇用対策や産業振興に取り組んで税収の増につなげるとともに、新税についても検討を行い、歳出全般の見直しや事業のスクラップ・アンド・ビルドによる行政のスリム化に取り組んでいくこと等によって、財源の確保に努めていきたいというふうに考えております。

手前みそになりますけれども、本町へのふるさと納税は、件数、金額ともに全国でも有数の寄附をいただいております。大変うれしいことに、全国の自治体から先進的な取り組みを行っているということで問い合わせや視察をいただいているところでございます。このような知恵を使った取り組みを、今後も職員と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

そして、次に、エネルギー対策について、町民の皆様との学習について御説明したいと思います。

原子力発電所の立地自治体である本町において、町民の皆様への原子力を初めとするエネルギーに関する知識の普及及び御理解を深めていただくことは大変重要であると考えておりまして、平成20年度からエネルギー全般に関する学習事業を実施いたしております。

本事業では、毎年、町民の方の中から参加者を募り、エネルギーに造詣の深い講師の先生方から、世界と日本のエネルギー事情、原子力発電の基礎知識、放射線、放射能の基礎知識、再生可能エネルギー、福島第一原発事故の状況及び新規制基準について、それから、放射性廃棄物についてなど講義をしていただいて、町民の皆様と一緒にエネルギーに対する知識や理解を深めてきたところでございます。これまで延べ190人の住民の方に御参加をいただいております、御参加いただいた方々からは大変御好評をいただいております。

今後もこの事業を継続、拡充し、町民の皆様への原子力を初めとするエネルギーに関する知識の普及及び向上を図っていくとともに、電力供給の町として、自立心と誇りを持てるまちづくりを目指したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

最初に、5つまとめて最後に幾らか質問させていただきたいと思います。若干、少しずつ質問する部分があると思います。

まず、財源の約7割が原子力発電所関連の収入、これはずっと玄海町の場合はそれで依存しているわけですが、これは、1つは原発という大企業を、トヨタみたいな企業を誘致したから、その財源に依存しているのは、私としてはいたし方ないところだと思いますし、それによって普通交付税の、地方交付税の不交付団体であるのだと思います。

これも、今までもずっと予算委員会等で質問しておりますけれども、現在も原発が稼働しておりません。再稼働までは、現在、昨年、ことしと原発関連の収入に際しては、81%動いているとみなして、その財源収入があるわけですが、これも再稼働は今、川内が再稼働に向けて、やっこの前、規制委員会から許可をもらったところで、マスコミ発表によると、今度の冬以降か、冬ぐらいに再稼働ではないかなという予測がされております。ということは、玄海町の場合も、その以後になりますから、来年度になると思いますし、その財源の確保が心配になるところでございますけれども、原子力関連のみなしの財源収入、それはここしばらくは大丈夫、再稼働までは大丈夫なんですか、どうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

もう議員御承知のとおりに、実は電源地域対策交付金というのは、発電量に対していただける交付金でございます。それを今、みなし交付金として、発電量の81%分をいただいているところでございます。現実には停止をしているのは、玄海原子力発電所のせいにとまっているわけではございません。そういうことを考えますと、国はそういった形で、このしっかりとした認可というか、許可がいただけるまでは、81%までのみなし交付金は継続していただけるものというふうにご考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

そうでないと、玄海町の重要な基本財源でありますので、原子力発電所のみなし的な財源がなくなれば、玄海町はすぐに不交付団体から交付団体になるところだと思います。

また、これもずっと予算委員会等で質問してきておりましたけれども、今の現状では、28年度ぐらいに財政力指数も1を切って交付団体になる予測というのがずっと見られておりました。また、私たちが1年生のときからずっと見てみると、もっと早く交付団体になるような予測があって、ずっと議会でいろいろ質問して聞いてきた分がずっと延びて延びて、なかなか交付団体までなっておりません。

ただ、今、財政力指数もだんだん下がってきておりますし、経常収支比率も数値的にだんだん厳しい方向になっていきますよね、余裕財源がなくなるということになってはいますが、今の現状で、町長としまして、普通交付税の、地方交付税の交付団体になるというのは、これまでは28年度ぐらいということで予測されておりましたが、今、安全対策工事が原発のほうでされておりますから、またそれによる収入というか、町の収入になる分があると思います。そういったところを踏まえると、もう少し延びるのではないかなという予測も立っておりますが、現在、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員から御指摘をいただいたとおりに、実は安全対策工事が、私どもが想像している以上に施工をされております。そういった意味から考えていきますと、もちろん、交付団体、不交付団体の場合は需要と供給のバランスの問題がありますので、そのバランスによっては多少の前後することは考えられますが、今おっしゃっていただいたとおりに、安全対策工事が行われていること、それから、みなし交付金がしっかりと継続されていくこと、これらを考えますと、固定資産税は本年度も、実は前年度より少しふえております。そういったことから考えますと、ひょっとすれば、もう少し交付団体に陥る時期が先送りされるという可能性を残しているということを申し上げておきたいというふうに思います。ただ、いつごろになるというのは、今ここではっきりと御答弁できないことについては御容赦をいただきたいと思いますが、そのような状況でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

マスコミ等の報道によりますと、この安全対策工事等でも、九州電力は3,000億円ほど投入しているような話も聞いております。3,000億円から4,000億円というたら、原発1基ができる金額ですよ。これが全て町の関連財源として、大規模償却資産税とか、それに入ってくるわけではないと思いますけれども、若干そういったものが入ってくるということで、交付団体になるのももう少し先だろうということ、それと、先ほど町長が申されましたけれども、新税も検討されているということも、これは新聞報道もされておりました。これは法定外新税になりますし、あと、その法定外新税だとしても、使い勝手のいい、自由度のある新税でないと、やはり困るのではないかなということを考えております。

町長のこれまでの答弁でも、まだ検討ということで、具体的な話はないかと思いますが、町長のことですから、ある程度はもう考えられていると思います。だけど、言える部分、言えない部分とあると思いますし、また、この新税が国が認めて創設された場合、この新税が入ることによって収入がふえれば、やはりこれも一つの収入として、不交付団体からだんだん延びるといえるか、そういった新税も同じように、財源は一般財源とか、ほかのものと同じようにみなされるものでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員から御指摘をいただいた新税の検討の話については、導入の話については、やはりなかなか、本来は使い勝手のいい普通税で創設できれば一番ありがたいんですけども、総務省との協議の中では、やはり最終的には目的税になるのかなというふうに——実は予測だけです、これは。まだ具体的に詰めたわけではございませんので予測ですけども、目的税になるのかなということで考えざるを得ない状況でございます。目的税でありますと、実は、さっき申し上げた需要と供給のバランスに加算されませんので、それとは全く無関係で交付団体、不交付団体という話になるだろうというふうに今の時点では想像をいたしておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

あと5問質問しますので、余り時間をとってもいけませんので、ほかにもありましたが、ちょっとそれは最後にずっと、行財政改革等について、行政のスリム化等にちょっと質問したいと思います。

それから、ふるさと納税、これはもう町長がうまく活用されていると思います。本来は都市部ですね、人口が多いところがどうしても税収が上がる、地方のほうはそういった住民税等はどうしても少ないから、地方のほうにも税収がアップするよという形で本来つくられたわけですが、実際のところは、玄海町に関しましては大変好評で、税収アップにもなっておりますし、地元産業、特産品の育成にもなっているのは確かです。

そして、きのうちょっとホームページを、ずっとほかの市町村を見たら、県内でもほかの市町村を見ても、玄海町みたいに特産品をこんないろいろなアイデアを持ってやっているところは——全部を見ておりませんけれども、隣の唐津市さんとか、ほかのところを見ても、それほど力を入れてあるような感じではありませんでした。

それがゆえに、逆に言うと、1つは隣の庭が青く見えますように、ちょっとねたみじゃないですけど、そんなふうに見られている部分があって、このふるさと納税に関しては批判的に発言される部分もあると思います。ただし、これは決して法令にのっとっていないやり方はしていないし、きちんとやっていますし、私としてもだんだん厳しくなるか、廃止になるだろうと思ったら、逆に言うと少し緩くなってきていますよね。

そういった感じで、町としてもいろいろアイデアを出されて、金のP r e m i u m、100万円コースとかもつくられております。ということは、例えば、ふるさと納税、1,000千円寄附したくても、ほかの市町村では30千円ずつだったら、30カ所ぐらいせにやいかんわけですよ。だけど、1,000千円一遍にぼんとされるとなると、やはり玄海町はいいことを考えられたなということを実に思っております。

これも平成21年度から約6年間、ことしで6年間ですが、21年度が300千円、22年度が1,080千円、23年度が2,620千円、24年度で4,160千円、25年度、昨年は一気に上がって248,590千円で、ことしが既に、この前、資料をもらいましたけれども、8月までで74,400千円で、このペースでいくと、ことし、年度最後には7億円ほどなる可能性があるみたいです。それだけ税収もアップしますし、逆に言うと、地元特産品が今足りないような状況だとも聞いております。これは、町長の施策の中でもいち早くされてよかった部分だろうと思います。町長が予算委員会で答弁されましたけれども、東京、関西あたりにアンテナショップとか、いろんなイベントをするよりも、かえってこれだったら経費も要らないし、一番いいということでされております。

こういった形でふるさと納税は、町長の、6年前からされておりますけれども、本当に最初私たちが聞いたときも、それだけやって、例えば、5千円ふるさと納税をもらって、3千円ぐらいのお返しをしたら、税収は少なくてもそれでいいのかなみたいに感じておりましたけれども、実際のところは、この億の金になれば相当の金額、ことしは5億円ぐらいは入るのではないかなと、ちょっと感じもしますけれども、これは町長としては、ふるさと納税は今後も国の施策がある限りはずっと続けられていかれると思いますし、あと、先ほど申しましたように、産業産品ですね、玄海町の産品が足りないような状況です。だから、それはもっとよそから仕入れて、近隣からですね、その方法も一時しのぎかと思っておりますけれども、もう少し町内の農漁業の方々の産品を幅広くとれるようなやり方も必要ではないかなと思っておりますが、それについて御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員に御指摘をいただいたとおり、実は大変うれしい、悲鳴というよりも、どう言ったらいいか、悲壮な悲鳴を上げさせていただいておるところです。現実には、平成26年

度に入ってから、約350,000千円に達しております。これは申請額ですけれども。しかも、件数が3,000件を超えておりますので、実は皆さんの返礼品を贈るのに品物不足だったり、手続が間に合わなかったり、逆に返礼品に関しては非常に御迷惑をかけている部分があるのかなという心配をいたしておるところです。

それについても、ぜひ寄附をしていただいた皆さん方に、逆に寄附のお礼として喜んでいただけるような、そんな対応を今後も一生懸命考えさせていただきたいと思ひますし、国のありようは、脇山議員に御指摘いただいたように、少し規制が緩みましたので、そういった意味ではもう少し継続を考えて、我々としては努力をさせていただきたいなというふうに思っております。ただ、これは寄附金でございますので税金にはなりません、ということをし添えておきたいというふうに思ひます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

そうですね、税金じゃないですね、町のほうの受け入れもですね。済みません。ふるさと納税ですから、何げなく税金ということ。

それから、エネルギー対策について、町民皆さんに学習してもらおうということで、欧州視察とか、子供たちが関東方面に行ったりとか、いろいろしております。私たちも国のほうのあれで欧州視察等、そういったところもされております。原発に依存しているまちですから、町民皆さんに原子力発電所については十分知ってもらう必要は、これは絶対あることだろうと思ひます。そういった意味で、やはり最初の自立心を持ち、誇りを持てるまちを目指すということは、町民もやはり原発に依存はしておるけれども、それなりに産業育成等を頑張りながら自立心を持って、また、それを誇りとして頑張るまちを目指さなくちゃならないと思っております。この1つ目については、質問を終わります。

次に、心やすらぎ、いやされるまちを目指すとあります。これについて具体的に御答弁願ひます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

心やすらぎ、いやされるまちを目指すという御質問に対して御答弁いたしたいと思ひます。

町では、町民の皆様が文化に親しんでいただいて、教養を深めるための場所や時間などの学習の機会を提供いたしております。文化については、産業文化祭や芸術文化に係るサークル活動を運営する文化連盟などを支援いたして、生の芸術や文化に触れる機会を町民の皆様に提供しているところでございます。

近年では、町民の皆様により身近に音楽やクラシックを楽しんでいただくために、ら・ら・ら音楽祭や京都大学、それから福岡女子短期大学を招いてコンサートを開催してまいりました。今年度は、11月1日土曜日に、佐賀大学文化教育学部選修コンサートを、それから、11月30日日曜日に、町民会館文化ホールでら・ら・ら音楽祭を開催することにいたしております。

生涯学習につきましては、町民会館において公民館講座や寿教室、女性セミナーや玄海っ子教室など、各年代に合わせた生涯学習事業を展開しております。

また、町立図書館においては、施設を拡張し、蔵書数の拡大や施設整備の充実を図ってまいったところでございます。

次に、スポーツイベントについては、社会体育館、総合運動場などを拠点に、スポーツ教室の開催や体育協会への助成を通じて、各種スポーツ大会の開催や玄海町青少年育成町民会議主催のげんかいウォーク、わんぱく相撲を開催いたしております。

また、最近では、ジュニアバレーボールやジュニアバドミントンが全国大会へ出場するようになりまして、全国大会出場が夢ではなくなりました。これはもう現実のものとなっております。全国大会ではすぐれた結果を残すこともできておりますので、日々練習に励んでいるジュニアスポーツに対しても、今後も支援を続けさせていただき、全国大会優勝への夢を持ち続けてもらいたいというふうに考えております。

今後とも、これらの取り組みを継続しながら、町民の皆さんが学習したり、スポーツやイベントに参加しやすい環境をさらに充実させて、前回、脇山議員から提案のあった、町民が文化を創造するような、例えば、町民文学賞でありますとか、それから、ファッションショーでありますとか、料理コンクールでありますとか、そういった新しい取り組みを行うことで、楽しめる場所や時間を提供して、心安らぎ、町民の誰もが癒やされるまちづくりを目指していきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

玄海町が、福島原発以降、原発が再稼働するときに、再稼働ということでマスコミが大変押し寄せました。そのときにテレビ放送であったのが、やはり原子力発電所のまちで、箱物行政しているということでやゆされておりました。その中に画像とか見ると、町民会館、もちろん、役場にしろ、議事堂の写真等、町民会館とか、そういったところが、このくらいの人口でよ過ぎるような施設があるというようなやゆされておりましたけれども、町民会館等があるから、先ほど町長が言われました文化連盟の発表会にしろ、ら・ら・ら音楽祭、寿教室や女性セミナー、各年代に合わせた生涯学習ができていますよね。

だから、確かに財源が豊かで、大きな施設はつくっているかもしれませんが、町長が言われるように、基本の柱で、心やすらぎ、いやされるまちを目指すためには、こういったものがなければ活動ができないと思います。

文化連盟が発足したときから、私も会長さんたちと一緒に参加させていただきましたけれども、やはりあちこちそのときに視察研修に行っても、ほかの近隣県の文化団体とか行きましたけれども、かえって玄海町のほうが進んでいますねというような感じのところが多かったです。最近では、私も文化連盟のほうのいろんな視察等とか行っていませんので、現状はちょっと知りませんが、それだけ発足した当時から、もう町民会館ができるのを意図して、文化連盟もできて活動されているのではないかなと思います。

町長も先ほど言うていただきましたけれども、私も町民文学賞みたいなのを創設してはどうかなというのを以前質問させていただきました。これは文化祭だけでなく、そういったものをすれば町民の方々、小さな文化人、芸術家がいっぱい町内にもいらっしゃいますので、そういった人たちの励みになると思いますし、また、仕事もリタイアして、ゆっくり余生をされている方たちの一つの頑張りにもなって、長生きもされるのではないかなと思っています。

ただ、先ほどファッションショーとか、料理コンクールとかも言われましたけれども、これは町長部局のほうでのアイデア、または町長のアイデアかもしれませんが、やはり町が設定ですね、例えば、スポーツイベントにしろ、町民体育大会も毎月1回、いろんなスポーツ大会があつて、私たちも参加しておりますけれども、こういった文化面とかに関しますと、町民の方々から新しい発想とか、要望、意見等も聞いていいのではないかなと思っています。

もちろん、教育委員会のほうにはそういった要望とかもあるかもしれませんが、基本として町民の方々にこういった、町長が、心やすらぎ、いやされるまちを目指されるんだったら、玄海町にいて、仕事を離れたところで癒やされるまちでおれる、楽しいまちということですよ。結局、精神的に何もないから、することもなし、おもしろくないねじゃなくて、やっぱり玄海町に住んで楽しいねというような形をするためには、また、町民の方々からそういった要望も聞いていいのではないかなと思っておりますが、それについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員から御指摘をいただいたとおりに、そういった意味で、実は心の安らぎをぜひ町民の皆さんに与えられるような事業なり、施策を進めていきたいというふうに考えております。確かに今、町民文学賞ですとか、そういったことを名称としては挙げさせていただきましたけれども、これは町民の皆さんにも御相談をしながら、もしくは議会の皆様方から御提案をいただきながら、実行しやすいという表現はおかしいかもしれませんが、実行できるものから実行ができるような、安らぎを求める施策を進めていきたいというふうに思っております。

それから、つけ加えますならば、実は来年度、新たなマスタープランをつくらなければいけません。今、町民の皆さんに無作為で、実はアンケート調査票を送らせていただいております。この中にも、そういった調査も入れておりますので、そこでしっかりと町民の皆さんのお答えをのぞかせていただきながら、いろんな施策に反映させていこうというふうに考えておるところでございます。

御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

町長が答弁されましたように、今、総合計画を見直す時期が来ております。アンケート調査も入れているということですので、そういったところで、やはり行政と学識経験者の方々がそこに入っておられて検討されていきますけれども、もっとやっぱり小さい子供からおじ

いちゃん、おばあちゃんまで、そういった方々の要望もアンケート等とかで拾い上げてもらって、住みやすい、心安らぐ玄海町にしていきたいと思います。

それから、次に、3つ目になります。子ども達が夢をいっぱい持てるまちづくりを目指すがありますが、これについて具体的に御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

子ども達が夢をいっぱい持てるまちを目指すというお尋ねに対して御答弁申し上げたいと思います。

議員御存じのとおり、来年4月1日から小中一貫校であります玄海みらい学園が開校をいたします。玄海みらい学園では、1年生から9年生がともに学ぶと同時に、小・中学校の教員がともに指導する環境が生まれます。これまでどおりの小学校、中学校というスタンスで指導していても、大きな効果は期待できません。そのためには、1年生から9年生の子供たちに一貫した指導、教育を行う方針が必要だというふうに思っております。その方針のかなめとして、思考スキルを取り入れた授業を行っていくことにしております。

思考スキルとは、子供たちが自主的に考え、自分の考えを持たせ、子供たち自身が動き出すために身につけるべき力を集約したもので、みずからを表現していくことで自分自身の夢を実現する力にしてほしいというふうに考えております。その思考スキルを補助する役割として、ICT機器を活用した学習にも力を入れていきたいと考えております。これはもう十分に教育長とも、教育委員会の皆さんともお話をした上で、このようなことで進めていきたいと考えておるところです。

現在は、各学年に1台導入されている電子黒板ですが、玄海みらい学園では1クラス1台を満たす環境となりまして、よりわかりやすく、子供たち自身の考えを表現できる環境が整います。さらに、今年度より実証研究授業として、タブレット端末を活用し、個々の学びや子供たち同士が学び合う授業展開の研究、家庭学習への活用、情報スキルの向上に取り組んでいるところでございます。

このタブレット端末活用にも、先ほどの思考スキルが関連をしております。例えば、情報を収集するツール、収集した情報を整理するツール、整理した情報から関係づけて予想するためのツールなどに応用する学習ができるのではないかと考えております。

議員御承知のとおり、児童・生徒の中には個別の支援を必要とする子供がいます。以前はそのような子供たちを地域で一緒に育てる環境がありましたが、現在の社会は多様性に対して対応できない社会になっているようでございます。このような社会では、子供たちはひとり立ちし、働く能力を身につけて生きる力をつけなければいけません。子供たちにICTを活用した支援や、その個性を理解した支援を行って、社会に飛び立つときに同じスタートラインに立てるように手助けするのが我々行政の役目だというふうに思っております。そのため、現在、学習支援やICT支援員などを配置しておりますが、これらは教員の指導力向上の手助けとなるものだと考えております。

現在取り組んでいる事例を例に挙げて御説明させていただきましたけれども、教育への投資は未来への投資でございます。子供たちの未来に対して投資をするのが小中一貫校であり、通称にも「みらい」という言葉を使用して、玄海みらい学園と称しておるところでございます。

この玄海みらい学園で、自分の夢を実現する力をつける、これが今回の公約であります、子ども達が夢をいっぱい持てるまちにつながるものと考えております。子供たちが夢をかなえるためには、本人の意思も重要ですけれども、家庭の経済状況によって進学を断念するようなことがあってはならないので、奨学資金制度の活用によって人材の育成に努めていく必要があるというふうに考えております。また、中学生には欧米への修学旅行を体験させるのも貴重な経験だというふうに考えております。広い世界を見聞することで、子供たちの将来の夢も無限に広がっていくのではないかと考えております。しかし、これは財源が伴うものでございますので、議会の皆様方と相談をしながら進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

次に、子育て支援についてもお答えをしておきたいと思っております。

子供に対する助成事業といたしましては、子供の医療費助成事業を実施しております。平成22年4月から、対象者をゼロ歳から3歳未満の全疾患を対象とした佐賀県の助成に加え、玄海町単独助成事業といたしまして、年齢を15歳まで拡大をし、県内では玄海町のみが自己負担金ゼロという状況でございます。今後も保護者の負担軽減と疾病の早期発見、治療を促進し、もって子供の保健の向上と福祉の促進を図るものでございます。

さらに本年10月1日からは、インフルエンザの発症、重症化予防を目的としまして、ゼロ歳から15歳までを対象とするインフルエンザ予防接種助成事業を玄海町単独助成事業として

開始することとしております。

これからも玄海町の宝であります子供たちが、健康を含めて、夢や希望を持って活躍できるまちづくりを目指していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

町長からる説明していただきました。答弁にありましたように、子供たちは町の宝、表現はちょっと悪いですがけれども、資産でもあると思います。実際、町長はこれまで町長に就任されまして、この2期間、学校教育に関しては、先ほど答弁にありましたように、大変尽力されていると思いますし、予算も結構学校教育には使われております。

日本も維新後、やはり日本がこれだけ、さきの大戦ではやり過ぎということもあったかもしれませんが、小さな国があれだけ西洋列強に負けないような国になったというのも、やはり江戸時代からのいろんな教育から、それと、明治政府のヨーロッパに視察等行った人たちの子供たちの学力向上というのが、やはり日本の国の力になるということでされたものと思っておりますし、いまだに日本がほかの国よりもすばらしいところは、その江戸時代からずっと伝わる日本古来の学習、自己学習から、教えてやることからいろいろあると思っております。そういった意味で、町長も子供の教育に対しては多額の予算を使われております。

ハード面に関しては、先ほどありましたように、ICT機器とか、今回、タブレット機器も、端末も使うようになって、新しい機械も使うような授業になっております。あとはそれを使いこなす、そのソフト面というか、学校のやり方、そういったものが問題になってくると思っておりますが、それについて、やはりハードはそろっても、学校の体制がうまくできていなければ、玄海町は学校環境はいいけれども、実際使いこなしていないよというような状況になると思っております。

で、今度、4月1日から小中一貫校玄海みらい学園が始まるわけですが、今度は教育長のほうに答弁を求めますが、今回、小中一貫校玄海みらい学園が、そういった意味でその機器も使いながら、そのハードをうまく利用して、また、学業、子供たちが成績がよくなるだけではないですが、いろんなことを学んで、立派な大人になるための対策をしなくちゃならないと思っております。その点につきまして、小中一貫校のやり方、あと、今後の全体的な教育のあり方を教育長のほうから答弁願います。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

日本の教育制度については、先ほど議員さんからおっしゃっていただきました。日本が明治以降、西洋列強に伍して国づくりができましたことは、議員さんおっしゃられましたとおり、教育の成果であります。これからの教育が、明治以降の教育と同じスタイルの教育で国が成長できるのかという、私はそのように思っておりません。これまでの教育から脱皮しないと、これからの世界の中での日本は存在できないというふうに考えております。

では、どのようにこれまでの教育と違うのかと、これは、私がみらい学園でぜひ進めてみたいと思っている教育でございますが、これまでの教育は、まさに一斉学習でございました。私もそうですし、議員の皆さんもそうでございますが、私たちが受けてきた教育は、まさに一斉授業、それは、国が成長するためにはその教育がどうしても必要でございました。例えば、これは委員会で申し上げたかも知れませんが、等しく均一の製品ができるような、そういうスキルを持つための教育、それをこれまで進めてまいりました。

しかし、これからの世界に伍していく日本人はどうあるべきか、先ほど町長の答弁もございましたとおり、考える、自分で考え、そして発想し、それを他人に伝える。それも日本人同士ではございません。自分の発想を世界の人間に発して議論し、そして、仕事をしていく、まさに一斉授業ではなく、個々人の発想と個々人の能力を伸ばす教育をしないといけません。

私はそれは、1つは技術であり、芸術でありというふうに考えております。そのためには、先ほど町長答弁の中にもありましたとおり、思考スキルという授業スタイル、それから、世界とつながるタブレット端末等々の活用、そういうことをぜひとも玄海町の子供には、ほかの地域の子供に先駆けて、そういう能力をつけていただきたいというふうに考えているところでございます。

さまざま議会の皆様には、もちろん、町長部局にも多大な財源をお願いすることもあろうかと思えますけれども、その点につきましては、どうぞ御理解賜りたいというふうに思っております。

加えまして、もう1つ言いますと、生きていくための気力を先ほど申し上げましたが、体力をぜひとも子供たちにはつけさせたいというふうに思っておりますので、玄海みらい学園におきましては、その体力をつけるための仕組みも今考えているところでございます。

どうぞ町民の皆様方の御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

教育長が言われました、一斉学習だった。結局のところ、等しく均一の生徒が生まれる。今まで、例えば、昔は運動会でも1、2、3、4、順番をしていましたけれども、最近は何等賞という差をつけたらいけないような教育もあっていましたね、運動会だけでもですね。実際、人間は生まれたからには絶対競争はあり得るし、そして今、格差社会と言っていますけれども、いろんな状況で格差ができてくると思いますけれども、その格差を乗り越えていく力もなければ、やはり人間として社会で生き延びていけないと思うんですよね。

やはりそれを、力をつけるためには、今からの学校教育だと思います。均一的な生徒となると、日本語で言うたら金太郎あめですね、どこを切っても。英語で言えばステレオタイプ。そういった人たちがふえても、実際——もちろん、人間はみんな誰かのために生きているわけですが、やはり特化して人それぞれ能力があるわけですね。これまでも私も一般質問等々で言ってきましたけれども、やはりそれを伸ばす、力を伸ばしてやるのも必要かなと思っております。一斉、そういった授業になれば、半分詰め込み教育みたいなものだろうと思います。教育長が言われましたように、自分で考えて発想し、他人に伝える個々の発想と能力を伸ばす教育、それは本当に今から大事だろうと思っております。それもハードを使いながら、そういったソフトだと思います。

先日、錦織選手が全米大会で準優勝まで行きました。彼はもう小さいときに作文を書いてあったけど、世界一になるような夢を持っていました。やはり町長の、子ども達が夢をいっぱい持てるまちづくり、これは本当に大事だと思います。

夢を持たせるのは、ちょっと自分の経験で申しわけないですし、言ったこともあるかもしれませんが、小学生のときに、中学校になるときに、卒業する前に校長先生と1人ずつ対面したときに、今の成績だったら大学まで行けますよと言われました。だけど、こんな田舎で大学に行けるのかなと思っていましたし、お金もかかるだろうし、自分はそれまでも大学に行けるとは全く思っておりませんでしたけれども、校長先生の一言で、ああ、自分たちでも、こんな田舎におっても大学に行けるのだなというのがやっぱり一つの夢を持たせられたこと

ですよ。

あと、中学生になったときに担任の先生から、おまえ学校の先生になれとか言われたですけども、実際なれなかったですけども、やはり先生たちから何か一言そういったことを言ってもらいと、ああ、自分でも大丈夫だなと思うわけですよ。で、子供たちにいつも学校で先生たちが怒ってばかりよりも、やはりこれはこういった能力がある、体育関係がよければ、そういった能力を伸ばしてやるような教え方一つで錦織選手みたいに伸びていく生徒も、人間もおるわけですから、やはり夢は大事だと思っております。

それから、さっき詰め込み授業みたいな授業ですが、これも歴史なんかは教科書——教科書が大体ほとんど、今は、教育長に前、予算委員会等質問したら、教科書も大体終わってしまうということですが、私たちのころは教科書も、現代史、近代史になるともう学校は終わってしまって、なかったですね。だから、もう明治以降とか、昭和の時代なんかはほとんど習っていないままですよ。

あと、今度はマスコミの、もう今、朝日新聞なんか問題になっておりますけれども、自虐史観ですね、そういったものしか入っていないから、それしか聞いていない人は何で日本がこんなふうになったのか、これから日本はどうなるかということとはよくわからないままになっている部分があると思います。

以前も言いましたけれども、逆に歴史も反対から学ぶ必要もあるんじゃないかなと思っております。一番新しいところでですね。何で韓国、中国との関係とか、世界との関係を、やはり幾ら田舎におろうと、日本人として考えていないと、やはりこれからは難しいところだと思っております。

自分も小学生のときだったですけど、映画の「日本海大海戦」を見て、そのときに日露戦争のことに興味を持って、あと、よくわからないままだったですけども、だんだん大人になるにつれ、それと、1年生議員の最後のお別れ旅行が、みんなで、16名全員で北京、大連に行きました。そのときに、大連に行ったときに、やはり203高地とか、そういったところを見て、なおさらそういった歴史の深さも感じましたし、日本も戦争についてもいけないこととか、何でこうなったかということも知ることが大事だと思いますし、人間一人一人の生き方も国の生き方と一緒にですよ、敵対心を持てば、いつかけんかしますし、やはり全てがつながっていると思いますし、日教組の悪口を言ってもいけません、大体自虐史観で、どっちかといったら左のほうに生徒を教えるような形に感じておりました。

そういった形で、今からはやはり先ほど教育長が言われましたように、個々人の発想と能力を伸ばす教育が本当に必要だと思います。そして、そうあると生きるための知力と体力も必要ということで、それもしなくちゃならないし、幾ら大学を出ても、実際のところ社会に出て、本当に能力が発揮できなければ何もならんわけですよ。もちろん、ある程度の学習として基礎学力は必要ですけども、今後はやはり子供たちがよそに出ても立派に、玄海町の人間はすばらしかねというごたっ人間にならなくちゃならないと思います。

それから、教育長の答弁にはありませんでしたけど、最近やはり道徳心というのが、学校でも道徳というのがなくなってきた、授業がですね、道徳心がなくなっているんじゃないかなと思っております。元来の日本人らしさが薄れてきていますし、今、例えば、スーパーで買い物して、子供が何かいたずらして、本人たちはわからないんでしょうけれども、店の人が怒ったら、逆に親が怒るような時代とも言われております。また、うちにも2件ほど詐欺の電話もかかってきました。結局、人のことも何とも思っておらない人間もふえてきているような感じがしますね、現代になれば。で、いつかも申しましたけど、中江藤樹の話ですね。そういった学校授業とは直接関係ないような授業を子供たちに受けさせて、やはり勉強も大事だけど、人間の生き方、そういったこともこれからは教えていかななくちゃならないかなと思っておりますが、それについて教育長の御答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

議員さんからは、生きていく上における哲学といえましょうか、モラル、道徳についての話をいただきました。その訓練は、やはり集団の中での身の処し方でございますので、学校で機会をつくりながらやらせるべきであろうというふうに私は考えています。それは、授業とは別にとりあえずという考えでございます。

平たく言うと、学校の玄海みらい学園の運営を、極力、児童・生徒会の力でやらせてみたいというふうに思っています。いわば、玄海みらい学園は、大きな社会を収縮したような小さな社会でございます。その中で学校を、それから友達を、クラスを、学年を、全体をまとめていくにはどうやったらいいのかというようなこと、自分の力で行事を執行する、その前には計画をする、いろんな人に話をする、協力を得る、それはまさに私たちが社会に出て仕事をする上で、もしくは社会生活の中でやっていることでございますので、そういうこと

を実際の学校生活の中で、集団生活の中で子供たちには体験をさせたいというふうに思っております。

現在、学校においては道德の授業をしております。先生方はいろいろ工夫をしながら、子供たちのモラルを高めようと、いじめのないクラス、他人を尊重する子供、考え方、そういうことを今現在も進めておるところでございますので、玄海みらい学園におきましても、道德を含めたもっと大きな哲学の部分の子供たちにはぜひぜひ学ばせたいというふうに思っているところでございます。それも、頭で考えることだけではなくて、行動をして、自分の行動で、そして、もう一回理解すると、そういうサイクルで子供たちを学ばせたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

教育長が答弁されましたように、玄海町の子供はほかと比べてやっぱりすばらしいなというふうな子供になるように、学校教育のほうはよろしくお願ひしたいところであります。

もう時間ありませんので、次に行きます。4つ目の、心豊かで輝く将来を持てるまちを目指す、これについて、内容について御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

心豊かで輝く将来を持てるまちを目指すというお尋ねにお答えしたいと思います。

この公約では、人口の維持対策と住みやすい環境を整備して、雇用対策について強化を図っていくことを考えております。

まず、人口の維持対策と住みやすい環境整備についてですけれども、少子・高齢化に伴う人口減少は全国的な流れでありまして、本町においても人口は徐々に減少してきており、その対策として、これまで定住促進奨励金制度、保育料の減免、ゼロ歳児保育、延長保育の実施、中学生までの医療費無料化、婚活プロジェクトなどの取り組みを実施してまいりました。特に定住促進奨励金制度につきましては、平成16年度に制度を創設して以来、町外から16世帯、46名の方が転入をされ、町内の方も58世帯、264名の方がこの制度を利用されておま

して、町内在住者の定住及び転入者を呼び込む施策として、一定の効果を上げているものと思っております。

今後も引き続き、こうした取り組みを実施するとともに、必要な見直しを行って、制度の拡充を行っていきたいと考えています。また、新たな取り組みとして、住環境整備の充実、それから、小中一貫教育による学力の向上や心を育てる教育の充実などについても検討していきたいと考えております。

次に、雇用対策についてですが、人口の維持対策を行っていく上で、地元で働くことのできる場を確保することが非常に重要であると考えておまして、これまで以上に1次、2次、3次産業の振興促進、地域ブランドづくり、社会的企業、コミュニティービジネスの定着化、企業誘致、交流人口をふやすための基礎づくりなどに取り組んでいきたいと考えております。

現在、ふるさと納税が好調で、本町への寄附を行った方へのお礼という形で町内の特産品を贈り、玄海町のPRと地場産業の振興を行っておりますが、こうした新しい仕組みづくりについてもしっかりと検討していきたいと考えております。

また、ジャパン・コスメティックセンターの設立によりまして、化粧品の原料となる植物栽培の需要が高まることが予想されますので、薬用植物栽培研究所の中で化粧品原料となる植物の研究を行って、農家の皆さんにも関心を持ってもらい、町内で栽培していける環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これにつきましては、先ほど井上議員が質問されておりました。人口減少をですね、人数もるる人口減少については説明されましたが、やはり定住促進奨励金制度等とかを使っても、それでもやはり流出と、あと自然減ですね、亡くなっている方が70人ぐらいから、今は90人近く、そして出生者が50名ぐらいということは、もう毎年二、三十人は必ず減っているという状況で、やはり町長が人口をふやすということも一番最初の公約として言われましたけれども、これはなかなか難しいですね。

その中に、先ほど言われましたいろんな施策があります、企業誘致から雇用対策ですね。もちろん、1次、2次、3次産業の振興促進も必要だと思います。また、定住促進にも、も

ちろん先ほど質問がありましたように、唐津あたりが生活に都合がいいということで流出される分もありますが、その前に、玄海町に住宅地がないということも一つの問題だろうと思っております。以前も貸家情報を町長は出したいとか、そんなことも話されておりましたけれども、やはり土地を活用できるような政策もしないと人口はふえないのではないかなと思っております。やはり将来を持てるまちを目指すとなると、人口がふえないことにはなかなか将来が見にくいところもあるかと思えます。

時間がないので、もう聞きはしませんけれども、やはり雇用対策も必要で、産業育成、それから、だんだん高齢化ですから、老人の方たちが生活しやすい環境もつくっていかなくてはならないかと思っております。これについては、先ほど井上議員のところでも質疑がありましたので、これについてはこれで終わります。

5つ目の安全・安心のまちを目指すとありますが、これについて具体的に御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

安全・安心のまちを目指すというお尋ねにお答えしたいと思います。

この公約では、確実な防災体制でしっかりとした計画を組んで、住民皆様の生命、財産を守っていくことを考えております。

近年、異常気象がもたらす集中豪雨や大型台風等により、日本各地でこれまで大きな災害を経験したことのないような地域でも、水害、土砂災害等の災害が数多く発生しております。先月、広島市における土砂災害の光景をテレビで見たときに、本当に胸が裂けるような思いで見させていただきました。いつ、どこで災害が起こるかわからない時代となって、しっかりと防災、減災に取り組んでいかなければならないと考えております。

これまで本町では、災害を未然に防ぐ体制の整備、災害情報の共有を進める安全を確保する、それから、災害時にすぐに対応できる活動要員の確保と訓練をする、安全・安心なまちづくりの推進をするという4つの基本施策を柱に安全・安心のまちづくりを進めてまいりました。

具体的には、地域防災計画に基づく取り組みの実施、道路、河川護岸の整備や橋梁の耐震化、災害情報提供体制の充実、災害時要援護者対策、消防団組織の強化、自主防災意識の向上啓発、小・中学校における安全計画の見直し、災害パトロールや防犯パトロールの実施、

防犯灯の設置などの事業を実施しております。防災、減災を進めていくためには、このようなことを地道にしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、今年度は防災行政無線のデジタル化を行い、緊急時に住民の方に確実に情報を発信する体制づくりを行うとともに、緊急時に職員への連絡を速やかに行うための参集システムの整備を行うことにいたしております。

今後も、町民の皆さんの安全・安心確保を念頭に、各関係との連携をしっかりと行って、必要に応じた地域防災計画等の見直しを行うとともに、必要な取り組みをしっかりと行い、安全・安心のまちづくりを推進していきたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

玄海町は原子力発電所がありますので、ほかの市町村と違って、防災体制というのは、緊急時のその体制というのは、ほかのまち以上に力を入れなくちゃならないところだと思います。町長が申されましたように、4つの基本政策的に災害を未然に防ぐような対策は、先ほどの説明を受けました。また、異常気象による災害も近年本当にふえております。今回も玄海町の場合、そんな災害も、人がけがするとか、そういったこともなかったんでよかったんですが、これがいつ、局地的に災害が起きておりますので、やはり防災パトロール等をして、玄海町の危険箇所はそれなりに県と話し合いながら対策していかなくちゃならないかと思っております。

それから、何かの折、避難するとなれば、例えば、独居老人の把握なんかも、どこどこに独居老人がおるといこともぱっと各課、それに対応する方、それと教育委員会は子供たちがどこにいるということも、子供と老人ですね、そういったところの把握は常に持っていなくちゃならないと思っております。学校があっているときは、もちろん学校にみんないるからいいですけども、学校が休みの日とか、そういうときにもすぐ、どこに、どれだけの生徒がいるということ、また、独居で避難もままならない老人の方がいる、そういったことも把握はきちんとしていなくちゃならないと思っております。

それと、自分の考えですけども、玄海町の場合、これは全国どこでもですけども、地区と番地がありますね。私たちも同じ諸浦で、自分の番地は知っていますけれども、隣の番地もよくわかりません。で、諸浦の何々番地と言われても、ほとんどの人がわからないと

思うんですよ。よその地区だったらなおさらですね。何度か救急車にお世話になることがあって、電話をすると、何々番地の誰々と言えば、救急車は西部分署のほうからすぐ来てくださいますが、町のほうで何々番地の誰さんと言うたときに、すぐ把握はできないと思うんですよ。役場の職員さん、だんだん町外の職員さんもいらっしゃいますね。自分の知っている地区だったら、どこどこ地区の誰さんと言ったら家はわかりますけれども、ほかの地区はわからないですよ。

だから、以前からこれ、別に一般質問しようかなと思ったんですけども、例えば、地区をですね、番地というよりも、例えば、諸浦とするですね。諸浦とした場合、諸浦の誰さんと言うてもわからんわけですよ。だから、防災体制として、諸浦を、例えば、地区を4つに分けるがいいか、3つに分けるがいいかわからないですけども、その地区をA、B、Cかなんかに分けて、そういった振り分けも、そうすると、行政も大変面倒ではあると思います。だけど、例えば災害が起きたとき、諸浦地区のA地区の誰さんと言うたら、諸浦の北か、南か、どこかというとはわかるわけですよ。そこでまた小さく、ああ、あそこねというのもわかる。

そういった意味で、町独自で、番地はもちろん、これは国の制度ですから、番地は必要かと思えますけれども、町独自で地区割りというの、それぞれの地区ですね、振り分けるのもわかりやすいのではないかなと思っておりますけど、そのような体制をしたほうが、災害時とか何かのときに素早い行動ができるのではないかなと思っております。そういった考え方もありますが、それについて町長、どんなお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、御指摘をいただいたように、本当に細かいところまで把握できるのが理想だというふうに私どもは考えております。先ほども御答弁させていただきましたけれども、自主防災組織の意識の向上を図ったり、それから、学校の話もされましたので、小・中学校の安全計画の見直しも、今回、この項目の中に入れさせていただいて、それから、防犯パトロール、それから、防災パトロールも実施をするということで、少しでも、今、脇山議員に御指摘をいただいたような細かい部分に入って、私どもが把握できるような努力は続けてまいりたいというふうに考えております。

ただ、1つには個人保護条例の関係の問題がありますので、確認をとりながら、皆さんの了解を得ながら、そういった作業を進めていきたいというふうに思います。まだそういった部分で、私どもの手の届かないところが確かにあるかというふうには思いますけれども、今後、それをなくしていく努力を続けさせていただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほどの5つ目の質問もちょっと終わって、あと、まとめ的に総合的に思うのが、先ほど、これまでの町長のお話の中でなかったのが、例えば、バイオマスですね。やはりバイオマスは、玄海町には必要だと思っております。また、それにつけ、ダムの水質管理ですね。仮屋湾の赤潮の発生等とかの直接原因ということまではうたってありませんけど、やはり上流の水質汚染は下流に多大な影響を受けているのは間違いないと思いますので、やはりこういった対策は必要だと思っております。

それから、これはもう町長がずっとされております西九州自動車道、アクセス道ですね。これはもう順調に進んでおりますので、これはもうここできょう言われなくても、これまでの事業としてされているんだろうと思っております。

それから、最初に質問しましたが、財政力指数と経常収支比率、そういったものがだんだん悪い数字のほうに行っています。ということは、それを若干改善しなくちゃならないと思っておりますし、今回、出馬されるに当たって、井上議員の質問でもありましたように、やはり箱物行政をしている、無駄なお金を使っているということが一つの町長の批判でもありました。それも一般財源でなくて、国からサイクル交付金等でもらってきてされている分ですから、基金がそれほど財政的に、プライマリーバランスですね、収支バランスはとれておりますし、余裕財源的には経常収支比率も今回、八十何%ぐらいやったですかね。ということは、まだ10%ぐらいは余裕があるということですから、今のところはいいです。

ただ、そういった中で、今度、今からしていかななくちゃならないのは、やはり少子・高齢化に対する施策、福祉政策が一番重要になるのではないかなと思っておりますし、やはりそれに見合った予算のつけ方、スクラップ・アンド・ビルドという答弁もされておりましたけれども、それが今から必要ではないのかなと思っております。

やはりお金を生む部門ですね、例えば産業育成、これなんかは補助金等を投入して、事業

者さん等が収益を上げれば税金として返ってくるわけですから、お金を生む部分はそれなりにはちゃんと検討しなくちゃならないし、やはり無駄になっている部分は、ちゃんとそこは見直さなくちゃならないと思います。

ある程度のインフラ整備はもう大体終わっていると思います。あとは西九州自動車道とか、老人福祉関係の老朽化、そういったところで考えなくちゃならないと思っておりますが、私としては緊縮財政も少しずつして、今、基金が百四十何億円、火曜日の会計管理者さんから資料から見ると百四十数億円、約150億円ぐらい、町長の就任したときの120億円からするとふえておりますけれども、学校を建設すればまたちょっと減るわけですね。やはり財政力指数と経常収支比率、これはもうその見方は玄海町の場合、ちょっとほかの市町村と違うところがあって、そのまま当てはまらない部分もありますけれども、やはりそれがもう少し数値的によくなる方向をしていかなくちゃならないかなと思っておりますけど、それについてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、2点お尋ねをいただきましたので、1点は、バイオマスについてはどう考えているのかということでございました。

バイオマスについてはやらなければいけないというふうに私としては考えております。ただ、その環境を早く設定させていただいて、少しでも皆さんに御心配をかけない状況でバイオマスの導入を図らせていただきたいというふうに思っておりますし、これは担当者ともしっかりともう少し協議をさせていただいて、早い時期に皆さんに御報告できるようにしたいと考えております。

それから、経常収支比率に関しては、確かに少し数字としては悪くなってまいりました。ただ、その分は、先ほど脇山議員から御指摘をいただいたように、緊縮財政で進めていい部分と、これはもう先ほどから申し上げておりますけれども、子供たちに投資をしなければいけない部分を、バランスをしっかりととりながら、不交付団体、交付団体というのは別の問題ではありますけれども、需要と供給のバランスをしっかりと働かせることにして、基金の上手な運用の仕方を含めて利用を考えて、皆さんに御心配をかけない財源確保に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、これは国、県とも少し相談をさせていただかなけれ

ばいけない部分もございますので、その点についてはもう少し詰めた話ができるから、また議会に御報告をさせていただければなというふうに考えているところでございます。その点についても御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

行財政改革については、特段、質問の中に、答弁の中に入っている部分はあるかと思いますが、行財政改革もこれまでどおり進めていかななくてはならないと思っております。先ほど申されましたように需要と供給、これは有効需要の原理で、経済活動と一緒にですね。町の財政のあり方も、お金を扱うことですから、やはりその意識を職員の皆さんも持って、行財政改革をやっていかなくちゃならないと思えますし、あと、職員採用もやはり町内の方ができるだけ採用できるような方法をもう少し見直すべきじゃないかなと思っておりますし、また、臨時採用の方たちを今は外部委託しております。これは5カ年計画されておりますが、これが実際どれだけ効果が出て、本当に5年後にきちんとした成果が出るものか、そこら辺はきちんと見ておられなくちゃならないかと思っております。

時間がありませんので、もうあと10分もありませんが、原発の再稼働についてだけ少し質問します。

火曜日に原子力対策特別委員会がありましたので、同じような質問になるかと思えますし、皆さんも議会としてはわかっていることで、同じような答弁をもらうことかもしれません。

川内原発におきましては、9月10日に原子炉設置変更許可が、その申請が許可が出ました。あとは工事計画認可ですね、実際、どのように工事されて、現場でされているかどうかというのを見て、九州電力さんの答弁では、いつになるかわからないということでしたけれども、マスコミでは今冬以降というような感じになっておりました。

一番気になるのは、玄海原発の再稼働であります。川内原発が一つのモデルケースとして、これから、今、申請されている原子力発電所、ほかの事業者でもですが、同じように審査されながら再稼働につながっていくのかと思えます。玄海原発の場合でも、地震対応も520か540ぐらいあったですかね、それが620ガルまでまた伸びておりますし、地理的には玄海原発は、地震と津波で考えれば、全国の中で一番安全な場所だと思います。あとはヒューマンエラー的なものでの事故、あとテロ、そういったものが不安になるところでありますが、それ

はいいですけれども、玄海町長として、今後、玄海原発の再稼働について、あと、これは川内原発もですが、やはり自治体、事業者だけに任せるんじゃないで、国がやっぱりもう少し前面に出て、もちろん、首相が安全・安心と許可された原発は速やかに動かすということは申されておりますけれども、きちんと国としても明言してほしいと思っております。そういった点について、町長、原発再稼働について全体的にお考えを御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海原子力発電所再稼働についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

新規制基準が平成25年7月8日に施行され、川内原子力発電所1、2号機においては、同日、原子力規制委員会へ原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可を一括して申請がされました。その後、規制委員会において審査が重ねられ、平成26年3月に、原子力規制委員会は新規制基準適合審査中であった玄海原子力発電所を含む10の原子力発電所のうち、審査が先行していた川内原子力発電所の安全審査を優先的に進めることとし、この審査をモデルケースとして、他の原子力発電所の審査を効率的に済ませる意向を示されたところでございます。川内原子力発電所の審査がモデルケースとして成立すれば、次に続く原子力発電所の安全審査がスムーズに進むことを期待して、審査状況については注視をしているところでございます。

原子力規制委員会は、8月15日まで実施をしたパブリックコメントを審査書へ反映する作業を終了して、9月10日、ついきのうおとといですけれども、川内原子力発電所1、2号機の原子炉設置変更許可申請について許可書が交付されました。工事計画認可申請、保安規定変更認可申請についても引き続き審査が行われることとなっております、書類上の審査が一つハードルを越えて、再稼働に向けて着実に進んでいることを実感しているところでございます。

玄海3、4号機については、7月11日、8月8日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動として、鳥取県西部地震を基礎地震動に追加することを説明し、おおむね了解が得られているというふうに聞いております。基準地震動が確定すれば、川内1、2号機に引き続き審査が進められる見込みであるため、先行する川内1、2号機の状況を踏まえながら、規制委員会及び事業者にはスムーズな対応を期待するところでございます。

玄海原子力発電所停止から2年以上が経過をし、地元へ広がる痛みはますます広範囲にわたってまいります。一日も早い運転再開により、玄海町が日本のエネルギー需給構造安定の一翼を担うとともに、国のエネルギー安全保障の役割を果たし、安定的な電力を供給していくことで、町が以前の状態に戻ることによって、安定した経済活動や個々の家庭にも安心感を与えることにつながるというふうに考えております。

今回、許可書を交付していただくに際し、経済産業大臣も了解をされておりますし、当然、エネルギー基本計画にのっとり今後進められていくと思っておりますし、安倍総理いわく、戦後レジームの脱却に向け、一生懸命国に対しても、我々力を、要請をしてみたいと考えております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

3期目の町政についてと原発再稼働については簡単な質問になりましたけれども、質問させていただきました。

最近、朝日新聞の問題がマスコミで言われております。マスコミ、マスメディアは世論をつくり、操作してはならないと私は思いますし、やはりこんな形で操作したような間違った報道をすれば、私たちもマスコミにさらされる、いろいろ何か問題があればさらされるわけですから、マスコミも自浄作用がなくてはならないかと思っております。

また、オスプレイの佐賀配備という問題等も今言われておりますけれども、やはりオスプレイは、昔のヘリコプターとすると事故率も少なくなっておりますし、人員の移動も大量にできるようになっております。原発を持っている県としては、やはりオスプレイの配備も私は必要でないかと個人的には思っております。

町長が町の発展についていろいろ言われましたが、町の発展だけでなく、町民ともども発展するように、それを希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で脇山伸太郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

(午前11時21分 12番上田利治君 退席)

午後 1 時10分 再開

○副議長（古館義純君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓であります。ただいまから一般質問を行います。

今回は、前回と同じように、原発問題が1つ入っております。原発の災害時における避難計画についてということと、子ども・子育て新制度についてということでお伺いしていきたいと思えます。

まず、原発災害時における避難計画についてであります。

いよいよ再稼働への動きが強まる中で、再稼働を許さないという世論もふえ続けてきております。福島第一原発事故、3年半を過ぎました。その3年半が過ぎた今でも、現状は事故収束とはほど遠く、1日400トンもの汚染水がふえ続けております。放射能汚染水の問題が危機的な状況になっているということです。しかも、港湾近くで採取された地下水から、国が定める濃度の限度をはるかに上回る放射性物質のストロンチウム90などが検出され、海への流出が疑われています。福島第一原発事故の原因究明がなされないようでは、他の原発の審査においても、その教訓が生かされないままの再稼働は、国民の信頼を得ることはできないでしょう。

第一原発事故の教訓は、一言で言って、原発は危険ということです。3.11事故以前においては、原発は絶対安全という、絶対がつく安全宣言がなされてきました。それが、3.11事故以後は、原発は技術的に未完成であったことが証明されました。今は再稼働に向けて新たな規制基準をつくって、その基準を満たしているかの審査をすることになっています。

さらに、再稼働に当たっては、防災及び避難計画を策定し、実効性のあるものでなければなりません。これが気象異変などによる自然災害に対しては、災害対策や避難計画も当然必要であります。しかし、人間がつくった大がかりな機械設備、いわゆる原子力発電を稼働させるに当たって、大がかりな原子力防災計画や避難計画をつくらなければならない原発は危険ということでもあります。このような計画も、当然、実効性あるものに仕上げておかなければ、うかつに原発を動かすことはできません。

原子力規制委員会の田中委員長も、基準の適合性は見ていますが、安全だとは申し上げま

せん。危険はゼロだとは申し上げていないと述べ、基準に適合しても、絶対安全は意味しないと繰り返し言われています。

また、大飯原発差し止め判決を下した福井地裁の判決文で、地震大国日本で、基準地震度を超える地震が到来しないというのは、根拠のない楽観的な見通しだ。それに満たない地震でも、冷却機能喪失による大事故が生じ得るならば、危険性は現実的で、切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は、原発が有する本質的な危険性について、余りに楽観的だと述べています。また、国富の喪失についても、原発停止で多額の貿易赤字が出るとしても、豊かな国土に根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなるのが国富の喪失だと述べています。福島原発事故の現実をしっかりと見据えた判決であると思います。

こうした原発の危険から、住民の安全確保、命を守る立場から、原発の災害時における避難計画も実効性のあるものにしていかなければなりません。そのような観点から、項目ごとにこれからお聞きしたいと思います。

まず、緊急避難時の輸送手段は、それぞれの自家用車で避難してもらおうと町長は答えていますが、原発が半径5キロ圏内の住民を優先的に避難してもらおうと言われますが、5キロ圏内15地区の人口は3,760名、この前の特別委員会で明らかになりましたけれども、この人員輸送に必要な車両の確保はできているのかどうか、まずこの点から伺いたいと思います。

(午後1時15分 12番上田利治君 復席)

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦皓議員の避難時における移送車両の確保はできているかというお尋ねに対して御答弁を申し上げたいと思います。

移送車両についてですが、避難に当たっては原則自家用車を利用するものとして、自家用車による避難が困難な住民の方については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集をしていただいて、町等の保有する車両で避難を行ってもらうことを考えておるところでございます。

町内にある自家用車の保有台数は4,000台程度、正確に言えば4,120台であります。これらの車両により避難を行っていただくものと考えております。

これらの手段においても、避難手段が不足する場合には、県が町からの依頼に基づいて、バス、タクシー協会、自衛隊等に要請をし、手配をした車両にて避難をしていただくことを考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

避難時における移送人員が幾らかという総数と、それに何名ぐらいの人たちが乗っていいのか、そして、その移送距離の中で、大体車と車の間隔ですね、それをどれくらいのメートル数で計算して出されるか、その辺のところでは車の台数と人口との関係が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の綿密な計算というのはなされているかどうか、その辺はどうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員おっしゃっていただいたような、例えば、何メートルに車が1台おるからというような、そのような綿密な計算をしたわけではございません。実は、玄海町内に所有されている自家用車の台数が4,121台ございますので、その自家用車を十分な活用をしていただくということで考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

ざっとして計算してみたんですけれども、1台5名乗って、5名乗ったときに、私は車間の、その車の長さも含めて安全に動くためには、やっぱり20メートルは必要ではないかと。ほかの人からもいろいろ聞いてみて、それくらい必要だろうということでしたね。そうすると、例えば、3,000を基準にして、15地区で3,760名ということなんですよね。その人たちをその基準で計算してみると、やっぱり車両台数というのは752台ぐらい要するという計算ですよ。仮に今度は4名乗ったとしても、940台、それから、6名乗ったとしたら627台と、7名であれば537台ということで、ずっと計算してみると、それに加えて距離が5名乗ったときには15.04キロメートルが必要になる、全体の延長がですね。そうすると、4名のときに

は18.8キロメートルということになる。6名乗ったことによって、12.5キロ、唐津までの距離が大体20キロと見ておけばいいんじゃないかなという気がするわけですよ。そういう点からして、さらに5キロ圏外の町内から車が別な形で動き出すということになれば、恐らく7,000台近くになるんじゃないかという気がするんですよ。6,000から7,000台ぐらい。その計算でいくと、もう唐津までつながってしまうわけですよ、車両は。そうすると、本当は緊急避難ですから、急いでやっぱり避難していかなければならない。それがそういう状態の中では、思うようにいかなくなるんじゃないかなという懸念がするわけなんです。そういう緊急事態ですから、かなり運転する人の心も慌てている、急いでいるんですよ。そうすると、路上での事故も想定されると。そういうときにどうするのかということですよ。いろいろ考えていくと、大変なことがこれは起こるんじゃないかという気がするわけなんです。その辺についての今後の検討課題として、どういうふうに取り合われるのかですね、ちょっとその辺まで伺いたいと思います。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さんから、車1台が何メートルで何人乗ったらどれぐらいの距離が必要だという、非常に新しい観点から、我々も実はここまでは綿密に計算はいたしておりません。しかも、それが5人乗りでも15キロほどつながるといってお話を今聞かせていただいたところです。これはぜひ私どもも、どこかで確認をさせていただく作業はやらせていただきたいというふうには実は思いますけれども、それにあわせて、きょうはもう、今言っていたかもしれませんが、ぜひやはり私どもが、玄海町から外に出る、それから、当然それを助けに来る皆さん方の道路の整備を、しっかりとした道路にやはり作りかえていく必要があるだろうということも同時にあわせて考えさせていただきたいなど。幸いに、新しく道路を1本入れる予定にしておりますから、その分についても道路の選択肢はふえてきておりますし、当然、今村枝去木線についても、さらなる局部改良という形ではありますけれども、道路の整備をぜひお願いをしていただきたいと思っておりますし、それから、伊万里サイドのほうに逃げる道路についても、まだまだ完全な整備ができていないわけではありません。ですから、そういった意味では、もう少しインフラの整備についてもさせていただくように、我々のほうで少し検討をさせていただきたいなというふうに思います。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の数字というのは、計算というのはあくまで町内の車両を想定したものですよね。それに加えて、唐津市からの車の移送も始まるだろうと、動きが始まるだろうと、避難がですね。そうなってきたときに、ちょっとした、道路1本、2本つくったとしても、そういう状態に間に合うような、それをちゃんと合理的に進めるようなことになるのかどうかということですよ。これは非常に大きな問題だと思います。そういうときにやっぱりふだんの訓練、私はいつか個人的に町長と話したときに、とにかく、空車でもいいじゃないですかと。一遍、玄海町の車を一齐に唐津方面に動かしてみたらはっきりしますよと、そういう実際の訓練の中で検証していくということがひとつは大事だろうと思います。事故になって慌てふためいて、これはどうにもならん、お手上げということになっては、これはおしまいですから、そこまで詰めた考えで取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、避難者の受け入れについて、相手側の自治体との協定が結ばれているのかどうか、実際には、どういう形で受け入れますよというところまで具体的にやっぱり話し合っておく必要があると思うんですよ。もし、当日雨でも降っていけば、これはもう、それだけでも健康を害したりとか、いろいろなトラブルが起きてくると思うんですけども、その辺の取り決めはどうなっているのかということを知りたいと思います。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今の藤浦議員のお尋ねは、避難者を受け入れる自治体との協定はどのようになっているかということだったと思います。御答弁を差し上げたいと思います。

東日本大震災では、広域的大規模な被害が発生をし、さらに長期的な対応が必要となったことから、市町を超えた対応が必要となることを当然のことととらえる必要性がございます。万一に備え、県内で互いに助け合う関係を平時から築いておく必要性、これもそうであろうと思いますが、あるという共通の認識のもとで、具体的な協力体制を構築するとともに、応援手続等を明確化することとし、平成24年3月30日に、佐賀県及び県内全市町の間で、佐賀県市町災害時相互応援協定というものを締結いたしております。この協定の中で、被災市町

独自では十分な対応ができないときに、県内市町が相互に協力をして災害対策などに必要な職員の派遣、それから食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供、避難及び収容のための施設の提供、救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供、それから、救助及び救援活動に必要な車両等及びその他の資機材の提供などの応援を実施し、県がそれを支援することとなっております、住民避難の受け入れをしていただく小城市との個別の協定までは、実は締結をいたしておりません。

なお、小城市とは、県主催の会議や自治体同士の協議によって、原子力災害時の住民避難を行う自治体と受け入れを行う自治体との調整、それから、毎年実施をしている佐賀県原子力防災訓練の中の住民避難訓練の中の事前調整などによって、連携、強化を図っているところでございます。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の答弁では、小城市との個別の協定はないと。県単位でいろいろと協力し合うような話し合いが進められているということなんですけれども、これも実は具体的にやっぱり分担することの任務をちゃんとしておく必要があるんじゃないかと。それをそういうふうになっている、今後詰めていくというふうに聞こえたんですけれども、やっぱり再稼働も控えているわけですね。さあ、再稼働急いでほしいという、町長などは特にそういうふうなことを主張されるわけなんですけれども、であれば、そういうところをちゃんと詰めていくということではなくてはなりません。私たちはどちらかというと、仮に防災計画が充実したものになったとしても、やっぱり原発というのは本質的に危険だということであるし、再稼働は認められないという立場であります。

結局、何らかの形で玄海町に原発は残ります。廃炉にするにしても、40年先か、またそれより先かですね、そういう長い期間において管理をしていかなければならない。そういう過程においても何が起こるかわからない。そういう意味で、やっぱり避難計画は必要だというふうに思って質問をしているところなんです。

さて、そうした避難の受け入れ体制というものがまだしっかりとでき上がっていないという段階ですね。滞在期間、例えば、事故が起きた、小城市にお世話になっていくですね。その中での滞在期間というのは、どの程度の想定で考えておられるのか。これはやっぱり事故

の状況によって変わって来ると思うんですけれども、そこら辺はいつも言うように、事故想定というのは最悪の事態を想定するということなんですね。少なくとも、今、福島原発の教訓もあるし、その辺からどう導き出すのかというのは大きな課題だろうと思うんですけれども、その辺のわかる範囲で説明を願いたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

住民避難について、玄海町の原子力災害対応避難行動計画に基づいて、原子力発電所で災害が発生した場合には、先ほど申し上げましたように、小城に避難をすることといたしております。平成23年度、平成24年度及び平成25年度の原子力防災訓練において、実際に小城市への住民避難訓練を実施させていただいております。訓練の際には、実際の避難を想定した避難所の開設、それから住民の受け入れ、食事の提供等にかかわる支援を小城市から受けておりまして、円滑な受け入れが行われるよう、従前から打ち合わせを行っているところでございます。

また、受け入れ市町の地元住民への周知として、受け入れをしていただく小城市において、原子力防災訓練の際に住民避難訓練の周知チラシを避難先となる公共施設周辺の自治会長を通じて周知をしていただいているというふうに小城市さんから聞いておるところでございます。

また、住民避難の滞在期間ということでございますが、原子力発電所の被災状況や空間洗浄率等の測定結果に基づいて判断されるという面もございますので、一律に避難の滞在期間を想定することは、この状況では困難であるというふうに考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

もう1点は、避難弱者ですね、特養からの広域避難用に10名程度の乗車ができる車両が準備されているようなんですね。避難のためには特に援護を必要とする人たちの避難用であろうと思います。ほかの特老の入所者については、避難はどうなっているのかですね。援護必要の独居老人、それから、在宅の人たちの中にもいろいろそういう人たちがいらっしゃると思うんですね。そういうところを全体として把握されているのかどうか、これは脇山議員の

質問でも出ていたと思うんですけども、再度その辺のところを伺いたいと思います。そして、それに対する取り扱いというのがどういう形でされるのか、非常にこれは綿密な気配りが必要でもあろうと思いますし、特にその地域の中での所在をどうつかむか、これも質問されていたんですけども、改めてまた伺いたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員おっしゃったのは、避難行動の要支援者の意味だったというふうに思いますので、災害時の要支援者ということでお答えをさせていただきたいと思います。

この受け入れについては、平成24年12月に町と特別養護老人ホーム玄海園の指定管理者である社会福祉法人天寿会とで災害時における福祉避難所の指定に関する協定を行っております。まずは、天寿会の関連施設で受け入れを行っていただいて、収容できない方を小城市の福祉避難所に避難をしていただくことになるというふうに私としては考えております。

それから、独居の方については、玄海町内の避難計画、防災計画の中でうたっているように、自主防災組織もごございますし、住民の方と一緒に逃げていただく準備をさせていただくように、私どもとしては努力をしてまいりたいと考えております。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

それから、特養施設そのものは、かなり機密性の高いものになっているという説明ではございました。しかし、それで完全かというところ、これもやっぱり問題だと思いますね。せいぜい、だから、3日間ぐらいだろうということが言われました。

その後の移送先ですよね、玄海園からどういうところに移っていくか、もちろん小城のほうに行って、そうした福祉施設というのがちゃんと準備されているのかどうか、その辺の確認もしておく必要があると思いますし、一つ一つの動きをきめ細かに定めておかないと、そういうところは特に動きの鈍い人たちですからね、人手が必要な人たち、口で言ってぱっと動ける人じゃないわけですから、その辺の体制がどういうふうになっているのか、伺っておきたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、特別養護老人ホーム玄海園の指定管理者であります天寿会さんが、実は多久に特別養護老人ホーム天寿荘という施設をお持ちになっておられます。これも使わせていただく一つの経由施設として考えさせていただいておりますし、それ以外にも、天寿会自体がケアハウス、それからケアハイツやすらぎ、それから、福岡にも梅光園という老人ホームをお持ちになっておられますので、こちらの施設も福祉避難施設として私ども協定の中でしっかりと協議をさせていただいているところでございます。ですから、もちろん3日間という時間の余裕の中でそのような作業をさせていただきたいと考えております。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

天寿荘との取り決めがちゃんとあって、そこで具体的な計画はなされているということなんでしょうか。移送手段も、いわば向こう側に任せておくということなのか、町が主体的にそれも取り組んでいかなければならない、そういうことなのか、そこら辺をもう一度、ちょっとはっきり、私が聞き落としましたので、お願いします。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今申し上げましたように、天寿会さんと先ほど言わせていただいたように、協定を結ばせていただいておりますので、その中で、実は輸送車両についても、協定の中でしっかりと相互連携と、それから天寿会さんがお持ちの輸送車両も十分に配慮して使わせていただくことになっておりますので、そういう形で私どもとしては輸送車両についても配車をできるような状況づくりをやっていきたいと思っておりますし、これも先ほど答弁しましたけれども、当然、県のバス・タクシー協会ともそういう緊密な連絡をとるようにしております。それと、プラス、あわせて自衛隊にも必ず県から連絡がいく手はずを整えていただいておりますので、その場合は自衛隊にも輸送に関しても十分な支援をしていただくような体制をとりたいと考えております。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

自衛隊のほうで移送がある程度責任を持ってもらえるということでしょうかね。唐津市の昭和バスのことは、ちょっとテレビで映っていたんですけども、わざわざ危険なほうには行きませんと。そして、通常、やっぱりお客さんの運行をしているわけで、その時間を割いてまで行くわけにはいかないというふうな意味のことを言われていたと思うんですよね。やっぱり緊急時であってもそういうことになるのかなというふうに思ったんですけども、きょうの朝のラジオの放送を聞いていると、自衛隊も原発災害においては500ミリシーベルトまではちゃんと覚悟で行ってもらおうというふうなことを言われたということを知ったんですけども、さすがに当時の防衛庁長官は、余りにもひど過ぎるという意味のことを言われておりますね。それで400ぐらいまで引き下げられたんじゃないかなと思うんですけども、人の命ですからね、簡単に何百シーベルトまではいいんだとか平気で言える問題じゃないと思うんですよね。普通の人で年間1ミリシーベルトですよ。それを一挙に500ミリシーベルトということになれば、これはもう、いわば死を覚悟ですよ。そういうふうなことまでして避難をしなければならないのかということですよ。避難をしなければならないのかというよりも、原発をつくらなければならないのかと言いたいわけですよ、本当は。だから、そういう意味では、避難計画も人間を大事にする、人の命を守るという基本的なことをしっかり抑えた上で考えていくべきだと思います。

原発はこれくらいにして、次に、子ども・子育て新制度について伺いたいと思います。

このことについては、来年4月から、保育、幼稚園、学童保育など、子育て支援にかかわる制度を根幹から転換する子ども・子育て支援新制度の実施が予定されています。多くの自治体では、国の示した基準をもとに、新制度の具体化が9月議会で条例提案されることになっています。実施主体である市町村での基準の条例化、新制度実施に向けての実務など、具体化に対してすべての子供たちに必要な保育の保障を求める段階にあるのではないかと思います。これは2012年8月に成立した、子ども・子育て関連3法とされていますが、この法律に基づいて、これまでの保育所、幼稚園の制度を根底から改編するもので、多くの問題を抱えているとされています。そもそも新制度は、保育の市場化を目指した保育制度改革をベースにしたものと言われております。民主党政権下で、これに幼稚園との一体化、これに

こども園が加わり、さらには教育制度改革など、政治的な思惑が絡み合って、非常に複雑なものになっていると言われております。

今回の最大の特徴は、これまで市町村の責任で保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を規定する現金給付の仕組みへの変更で、市町村は保育の契約に介入することはできないというふうになっていると言われております。市町村の責任が後退し、保育の市場化に道を開くことになると言われております。

さらに、新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設類型、定員20名以上に加えて、新たに地域型保育の各事業類型、つまり、小規模保育、家庭的な保育事業、事業所内の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の一部を除き、定員19人以下が導入されると言われております。定員規模が小さいことを理由に、保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和などが国基準に盛り込まれ、その結果、施設事業によって保育に格差が持ち込まれるようになると言われております。保育内容の後退が危惧されるところです。

このような状況の中で、今後新保育制度によって、玄海町の保育のあり方がどのように変わるのか、その辺を伺いたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、新制度によって、保育内容がどう変わるかというお尋ねだというふうに思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、子ども・子育て新制度について御説明をいたします。

平成24年8月に子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、それから、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正、法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律、これの子ども・子育て関連3法が成立をいたしましたところです。これは先ほど議員御指摘をいただいたとおりでございます。子ども・子育て新制度では、これまでの課題であった待機児童の解消や制度ごとにばらばらな政府の推進体制を内閣府で一本化をし、幼稚園や保育所を通じた共通の給付制度と小規模保育等への給付が創設されたところでございます。また、質の高い幼児期の教育、保育の提供を初め、地域の子ども・子育ての支援の充実を行うことによって、すべての子供が健やかに成長できる社会を実現することを目的とされております。

本町におきましても、昨年、玄海町子ども・子育て会議条例を制定し、玄海町での教育、保育のあり方について協議を進めているところでございます。

さて、御質問のあった保育内容、どう変わるのかということですが、新制度では、子ども・子育て支援給付や支援事業を総合的にかつ計画的に行うことが市町村の責務と規定されております。これにより、幼稚園、認定こども園、保育所及び小規模保育などの施設に対して、財政支援を行うことや教育、保育を受けるすべての子供について、認定区分を設けて、この区分に基づいて施設への給付を市町村が行うこととなっております。

また、待機児童の多いゼロ歳から2歳までの保育について、新たに19名以下の小規模で行う保育について、それから、地域型保育事業を創設し、保育の量の確保を行うことというふうにされております。先ほども御説明申し上げましたけれども、教育、保育を受けるための必要な措置は、市町村の責務となっておりますので、教育、保育の量の確保のための施設整備の基準や給付のための確認基準を条例化する必要がございます。このため、本定例会に小規模保育時事業等を始める場合の設置基準として、玄海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案を上程させていただいております。また、給付を行うことができる施設化の確認基準として、玄海町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案もあわせて上程をさせていただいているところでございます。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今回の保育のあり方を変えていくための法律ができたわけなんですけれども、このことによつて、小規模の保育所ですね、家庭的保育とか、6人から9人ぐらいですかね、19人ですかね、その規模のやつが一応また想定されているわけなんですよね。6人から19人ですね。そういうのを今後玄海町の中でもやっぱり認可して運営をさせるということになるのかどうか、今の状態では、玄海町の場合は、今の保育所で大概間に合っていると思うんですよね。それでも不足なのかどうか、そういう中でもある事業者が、こういう事業をやりたいという希望があって、一定の保育所を確保されるということになれば、それを許可しないわけにはいかないじゃないですかね。そういう場合にこうした一つの運営基準というものが問題になってくると思うんです。その中での計画というのが、大体ニーズ調査などの事業実態を踏まえた保育の供給計画などを盛り込んだ子ども・子育て支援計画、これを5年計画でつくと

いうことになっているようなんですけれども、これを策定すると。これは2015年3月までです、来年の3月までにつくりなさいということになっていると思うんですけれども、こういう細々なところまでずっと立ち入っていくと、切りがないんですけれども、そういう保育所をつくって、玄海町が小型の小規模の保育園をつくるということで、そのときに問題になるのが、やっぱり運営基準というものではないかと思うんです。例えば、小規模保育事業では、国はA型、保育所分園としております。ミニ保育所に近い類型、C型、家庭的保育のグループ型、それからB型ですね、これが、中間型の3類型、これがC型、B型が中間型の3類型を示していますが、A型は全員が保育士、B型は、保育士の割合が2分の1以上あればいいと。それから、C型については、市町村の研修を終了した家庭的保育者、無資格者でも可、いいとしています。市町村の条例化に当たっては、どのような施設、事業があっても、子供の保育を等しく保障する観点から取り組むべきじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺の取り扱いについて、今後どのように考えておられるのかですね、伺いたいと思います。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員お尋ねいただいたのは、多分保育の形態がいろいろ言われているけれども、運営上の基準はどうなのかということだと思います。これに対して御答弁をしたいと思います。

最初に、教育、保育の新制度の形態について、少しお話をさせていただきたいと思いますが、教育、保育施設としては、施設型給付の対象となる幼稚園、認定こども園及び保育所がございます。また、地域型保育給付施設としては、小規模保育、それから家庭的保育、それから、居宅訪問型保育及び事業所内保育がございます。保育の対象となるのは、教育、保育を一つの施設で行うことができる認定こども園と保育所がございます。それから、先ほどから言われている6人から19人の施設として、これを小規模保育事業、それから1人から5人を対象とした家庭的保育事業、それから子供の居宅で行う居宅訪問型保育事業、そしてこの3施設は満3歳未満の子供たちが対象でございます。それと、事業所の従業員の子供たちが対象となる事業所内保育事業の4事業がございます。施設型給付の対象となるのは、幼稚園、それから認定こども園及び保育所の認可基準は、これは実は県で行うことになります。保育

所の基準は、厚生労働省令で定めた基準を遵守し、県が定めることとされております。現在、認可を受けている施設は、新基準に適合していると判断されることになるというふうに思っております。

地域型保育給付施設である小規模保育事業等につきましては、先ほど答弁しましたけれども、市町村が条例を定めることとなります。市町村が定める必要がある小規模保育事業等の設置基準のための条例につきましても、4つの事業ごとに厚生労働省令で定められた基準を遵守することとされております。乳幼児の保育を行う部屋の設置基準、それから、この部屋の最低必要な面積と1人当たりに必要な面積、それから運動場の設置、それから採光や換気及び便所等の設備の設置基準、それから保育士等の配置基準など、運営上必要な基準は、全国統一の基準が定められております。また、地域保育所及び小学校などとの連携を行うことなどを設置基準で定められておりますので、町の条例につきましてもその基準に従うことといたしております。さらに、給付基準につきましても、同じように内閣府令で出された基準を遵守することになっておりますので、その基準に従って条例案を上程させていただいております。御理解をいただきますようお願いいたします。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そもそも、この法律が最初にできた時点、12年度ですね、そのときには市町村の役割、24条の1ですかね、そういうものは削除されていたんですね。その狙いは何かといえば、はっきりしているでしょう。今言われたような小規模化でも取り入れ、民間に持っていこうとする動き、それが狙いとしてあると思うんですね。市町村の責任をそこで削除するというのは。ところが、やっぱり関係者から、相当な批判が出てきて、やっぱり復活せざるを得なくなったという経緯があるわけなんですね。ですから、本当に小さな小規模保育ですね、こういうところで働く人、専門として働く人の制限が出てくる。最終的に、さっき言った無資格者でもいいような、市町村の研修を終了した家庭的保育者、そしてそれは無資格者でも可能としているんですね。こうなってくると、やっぱり小規模の保育施設で育てられる子供というのは、ある面ではやっぱり差別された形になるわけですね。自治体によっては、これを国の基準に上増しをして、そしてちゃんとした正規の資格者を保育士として入れるということも考えてやっているところもあるわけなんですね。何しろ、この法律ができたのは、もう

急急であって、なかなか全体をしっかりと検討する時間的な余裕がなかったということまで書いてあるんですけれども、そういう中で無理やりつくってきたものであるということを書いて、これから先の保育行政の中で、同じ町内にあるそういう施設ができたとすれば、そういう差別が起きないように形で周知してもらいたいと思うわけでありましてけれども、その辺はどうでしょうか。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

認可外のことについても触れていただきましたので、まず本町の保育施設の状況について少し御答弁申し上げたいと思います。

本町の保育所は、2園ともに現行制度での認可を佐賀県より受けております。子ども・子育て新制度におきましても、幼稚園、保育所、認定こども園については、県が認可を行うこととされておりますが、現在、認可を受けている施設につきましては、そのまま移行されますので、認可外になることはまずありません。

それから、本町に認可外保育施設はございませんけれども、認可施設を希望する事業者に対しては、認可施設への移行が円滑に行われるように支援をする待機児童解消加速化プランによって取り組みが実施をされておまして、全国的に認可施設をふやそうとする方向で取り組みが行われております。今まで認可外となっておりました小規模な保育事業者につきましても、設置基準や給付のための確認基準について、新制度で統一した基準が設けられましたので、今までのような保育サービスの格差は少なくなるというふうには思っております。しかしながら、この給付制度を選択するかどうかは、施設事業者の判断となりますので、その場合は多少の違いは出てくるものというふうにご考慮いただいております。

ちなみに、玄海町の保育施設については、町が、今、直営でやらせていただいている保育所でございますので、当分の間はそういった形態を継続させていきたいなと私としては考えております。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

もともとこういう保育行政の中で、待機児が非常に多くなってきた。保育所で入れられな

いような子供たちが相当出てきた。これを解消するために何としても何らかの手を打たなければならないということで、小規模まで広げてきた。そういった6人から19人ぐらいというか、そういう規模にまで縮小してきた。私は玄海町の今の保育行政というのは、普通の形でいいと思うんですよ、それは。私が言いたいのは、これから先ですね、そういう個人でもそういう保育事業をやりたいという方たちが出てきたときに、保育士の配当、要するにまともな保育士がちゃんと置けるのか、これに書いてあるように、資格を持たないでも結構だというやり方、これはどうかと。こういう面については、町が責任を持って、普通の認定保育園にちゃんと合うような、基準に合うような形で進めるべきじゃないかということを行っているわけなんです。今の玄海町の保育園については、私はそれはそれで結構。よその保育料よりも玄海町は安い保育料でやってきたこともあるわけですからね、ですから、それはそれでいいんですけれども、そうなったときにどうするかということを知っているんです。まともな保育をできるようにしてくださいと。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、今の保育所の状況は、玄海町においてはそのような状況でございます。ですから、今から、例えば、認可外の方が認可をしようとするれば、先ほどのプランに応じた形で私どもは、対処はいたしますけれども、そういった意味での格差の出ない保育園は、玄海町の保育園は、どこの保育園にやっても素敵な保育園だもんねと保護者の皆さんから言っていたらいいような、そして子供たちがそれを一つの糧にして、小学校、中学校と素敵な夢を持てるような子供たちに育てるように一生懸命努力をさせていただきたいと思っております。

○副議長（古舘義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

町長の答弁とちょっとずれているんですけどね。私は今の町内の保育園が悪いとは言っていないんですね。それはそれで正常だと、ちゃんとやっていると。しかし、今度の法律改正でそうした小規模保育園が認められるようになってきた、家庭的な保育まで認められるようになってきた。そのときに、そこに従事する職員の人が、ちゃんとした資格を持った人でやっ

てもらおうようにすべきじゃないかと。そこに保育行政の差別があってはならないと、そこら辺をちゃんと今後責任持ってやるのかということを知っているんです。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かにそういう方向で私どもとしては進めていきたいと、今、藤浦議員御指摘をいただいたような、ぜひ資格を持った保育士さんに子供の保育をしていただくというのが当然のことではないかというふうには思っておりますけれども、保育士の確保については、保育の量的拡大を緊急に進めなければならない状況のもとでは、非常に困難だというふうに判断をして、国が今回のような作業に移ったのではないかというふうに実は思っております。それに対応するために、保育士等処遇改善臨時特例事業という制度を設けておりますので、内容を新制度に引き継いで、恒常的な仕組みとした上で対象者を認可保育所にしっかりと限定することなく、小規模の皆さんにもそういう意味で処遇改善が図られるように、一生懸命我々としては対処してまいりたいと思っております。

○副議長（古館義純君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

これからの保育行政の中で、そうした資格要件なり設備などについても、ある程度充実したものにしていって、格差をつくらないというような方向で取り組んでいただくということでの答弁だったろうと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

原発の問題、避難計画については、特に現実性、現にそういう危険に直面したときにどうそれを有効に機能させるかということは非常に重要な問題でありますし、それから、その場合に、例えば、再稼働の場合に、地元の了解、この地元というのが、なかなか定義がはっきりしない。30キロ圏までの避難ができるのに、30キロ圏内の自治体に対する要求、避難計画に対するいろんな考え方などが合わない場合に拒否できるということもあるわけなんですけれども、その辺の限界ですね、地元玄海町だけでいいのか、了解を得る場合にですね、それは大きな問題だと思うんです。ですから、今後これは随時取り上げて問題にしていきたいというふうに思います。

やっぱり保育問題も本当の狙いは、民間に持っていきたい。すべては今、そういう形で動

き出しています。これで民間でやって、ちゃんとした保育ができるのであればいいですけども、ちょっとした隅っこに書いてある資料を見てみると、やっぱり地方自治体からいろいろ援助を受けて、そしてその得た利益を配当に回す、株配当に回す、こういう事態が起きていると。こういうことは果たして許されるのかということも書いてあります。ですから、民間方に持っていくということは、質の低下につながるということも言えると思います。そういうことがあってはならないというふうに思いますし、この点も今後十分注視をしながら、皆さんと一緒に研究しながら、やっていきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（古館義純君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。14時30分から再開をいたします。

午後 2 時16分 休憩

午後 2 時30分 再開

○副議長（古館義純君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。10番岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

議長の許可により、ただいまより一般質問をしたいと思います。

前は鶴田町長のときに1回したきりで、もう既に、17年ぶりかと思っておりますので、新人と一緒にございますので、町長答弁のほうをよろしくお願いします。

私は、原子力発電の再稼働についてということで質問をしたいと思います。

原子力発電は日本に必要なものか、そして、安全性はどうかということを含めて質問をしたいと思います。

平成23年3月11日午後2時46分、ちょうどこのときは玄海町も議会の真っ最中で藤浦議員の一般質問のあっているときだったというふうに思っております。東日本大震災が発生して、運転中の1号機から3号機は全てスクランブル、緊急停止いたしました。緊急停止した後は、非常用発電機が起動し、炉心の冷却が始まりましたが、しかし、その後に原発を襲った津波、これ3波来たというふうに伝えられておりますが、その同じ3時42分に津波が来て、全交流電源を喪失、炉心を冷却することができず、メルトダウン、燃料を溶融し、大量の放射性物

質が漏えいして重大事故となったという事象でございますが、幸いにこれによってチェルノブイリ原発みたいに直接的な死者はなかったということが報告されております。間接的には、先ほど藤浦議員の質問の中にもありましたが、特老からの避難者、あるいは病院からの避難者、避難した先での生活環境の変化から命を落としたという人がおられるようですが、直接的な放射能による死者はなかったということでもあります。その後、原子力建屋の水素爆発、それですます放射能が広がったわけではありますが、日本の原発で最悪の事故となりました。しかし、現在は、事故状況はコントロールされておりますが、最終的な終結にはまだまだ遠い道筋のようでございます。

私たちがと言いますが、国民が日々生活を営む中で電気は必要欠くことはできないものがあります。我々の生活で電気がなくては生活が立ち行きません。福島原発の事故が起きてから、原子力発電は廃止すべきだなどの声がありますが、私は確かな安全策を講じた上で早期に再稼働すべきだというふうに考えております。

現在、日本の原発は全基が停止しておりますが、そして、原子力規制庁の審査を受けておりますが、なかなか進むことができず、先日、きのうでしたか、鹿児島県の薩摩川内の原子力発電所が一応、規制庁の許可を得たということではありますが、まだまだ発電までには二、三カ月かかるというような見通しがされております。原発ゼロのため、日本の国益が損なわれることのほうが私はリスクが大きいというふうに考えております。安全策の進み方、現在の全国の原子力発電所の状況はかいつまんでどのようになっているのでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

岩下孝嗣議員の福島第一原発事故後、全国の原子力発電所の安全策はどうかというお尋ねに対して御答弁を申し上げたいと思います。

福島第一原子力発電所の事故以降、当時の原子力安全保安院は事業者に対して、福島第一原子力発電所に来襲したものと同程度の地震と津波により、全交流電源喪失に至ったとしても炉心損傷等深刻な事態を回避し、冷温停止状態につなげるための対策として、緊急安全対策を指示しており、平成25年7月8日に施行された新規制基準よりも前に、各事業者は安全対策に取り組んでおられるところでございます。平成25年7月8日に、新規制基準が施行さ

れ、適合審査の申請を行っている原子力発電所は現在13カ所ございます。

新規制基準施行日に申請書を提出した北海道電力泊原子力発電所1、2、3号機は当初、計画の安全対策工事について、機器の搬入や据えつけがほぼ完了し、原子炉格納容器スプレー配管の追加工事など、追加変更となった安全対策工事についても早期の完了を目指して取り組まれております。

さらに、加圧水型原子炉の場合、新規制基準施行後、5年間の猶予が認められている原子炉格納容器、フィルターつきベントや緊急制御室などの設置も着実に進める計画となっております。しかし、原子力規制委員会の審査において、1、2号機については書類の不備が指摘をされ、審査が保留されており、3号機については地震想定の不備や原子炉を覆う格納容器で事故の発生時に、内部に水を注ぐ装置の配管が1本しかないことへの指摘が相次いで、追加工事が必要となっている状況でございます。

13カ所の中で最も遅い、平成26年8月12日に申請書を提出しました北陸電力志賀原子力発電所2号機につきましては、電源確保及び冷却機能の確保、発電所敷地内への浸水の防止などの観点から、津波などに対する安全強化策を実施し、原子力安全・保安院が緊急安全対策を指示した平成23年3月30日の1カ月後には、非常用電源の確保、消防車による注水手段の強化、格納容器ベントの信頼性向上などの緊急安全対策については既に完了をいたしております。しかし、活断層の調査が終わっておらず、原子力規制委員会は調査の結果が出るまで、本格的な審査に入らない見通しとなっております。

川内原子力発電所に次ぐ、優先審査の候補となっている関西電力高浜原子力発電所3、4号機につきましては、さきに御説明した発電所と同様、新規制基準に適合すべく、地震、津波への対策に加え、火山、竜巻、森林火災等の自然災害への対応、また、重大事故対策を講じられております。しかし、審査会合において、津波想定に計算ミスが見つかり、今後、再計算する必要があることとなっております。

高浜原子力発電所では、昨年7月の審査開始直後に津波の想定の不十分さを指摘され、当初より3メートルほど高い5.7メートルに想定を引き上げ、高さ6.5メートルの防潮ゲートと呼ばれる壁を建設するなど、対策工事を進めておられますが、再計算次第では、さらに津波の想定を引き上げる必要があり、対策の見直しが必要となっております。

各発電所においては、新規制基準に満足することなく、さらなる安全性の向上のための追加対策も講じられているところではございますが、審査会合においての指摘事項に対処する

追加工事も必要となっているというのが現状でございます。

○副議長（古館義純君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

ただいま泊原発、志賀原発、高浜原発と現状の報告をいただきましたが、まだまだ再稼働するまでには道筋は遠いというふうに感じました。しかし、その中でも生活は毎日しているわけですが、生活に欠かすことのできない電気の現在の状況ですね。私の質問の場合は、玄海町だけではなく、一国民として国全体のこともお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今、原発がゼロで火力発電所で90%の発電をしている状況であります。火力発電所の燃料は御存じのように、石炭、石油、天然ガス、ほぼ外国から全量に近く輸入をしております。中でも、石油は中東からほぼ全量輸入、天然ガスは中東からは3割であります。この中東は非常に政治リスクが高く、いつも私たちが物心ついてからずっと宗教戦争、民族間の対立、戦争、紛争ばかり、争いが絶えたことがないというふうに考えております。その中東から運ぶ場合、ペルシャ湾でまずタンカーにオイルなり、ガスなり積んで、ホルムズ海峡を通ってくる。ホルムズ海峡を通るときは、1回じゃありませんが、イランが機雷をまいて海上封鎖をするというような脅しがありましたよね。そういうふうに危険な場所でもありますし、ホルムズ海峡を抜ければインド洋に出ますが、インド洋は海賊の巣窟で多くの船が襲われております。そこを通過して、マラッカ海峡、シンガポールとマレーシアの間の狭い海峡を通っていくわけですが、これも私もシンガポールからとマラッカからと両方眺めましたが、非常に狭い海域にいつも100隻、200隻の大型船が待機して、船の通過する順番を待っております。

そのように、世界で一番通行量の多い海峡だというふうに感じておりますし、非常に危険な場所でもあります。そのマラッカ海峡を抜ければ、今度は南シナ海へ行くわけですが、南シナ海は皆さん御存じのように、今、中国とベトナムやフィリピンが領土争い、島嶼の奪い合いをしておるといような場所で、今言ったように、ペルシャ湾から原油を積んできて、日本に到着するまでに非常に困難な道のを運んでくるわけですが、もし、そのうちの1つでも、今言った4カ所ぐらいの危険な場所があるわけですが、1つでもとめられれば、日本の石油はストップするといような状態になるわけです。

そして、その上、その火力発電の燃料、石炭も含めてですけど、年間に去年は3.6兆円だ

ったですけど、ことし、今、円安の分も換算すれば、恐らく4兆円を超えて日本の貿易収支の赤字が出るんじゃないかというふうに思います。日本みたいに商業国家ですね、軍国主義でもありませんし、商業で生計を立てている国が、そのような状況の中でもし原油がストップしたとなれば、町長、一日本人として、国民としてどのように考えられますか。ちょっと町長の所見をお聞きします。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

所見というお尋ねでございますので、確かに、今、岩下議員御指摘をいただいたとおりに、今の日本のエネルギーの状況というのは、ほぼ88%から90%を火力に頼っているという状況にあると思います。その火力の範囲の中でも、天然ガスと石油に非常に、大いに依存をいたしております。今、言われましたように、3割は実は中東から原油を運んでくる状況でございます。それが、今、議員が御指摘いただいたように、ホルムズやマゼランでストップがかかることになれば、日本のエネルギーの安定供給というのは当然、できないことになるだろうと、例えば、議会にしても、これだけ電気はもうほとんど使わずに会合をやってくださいとか、例えば、一般家庭で申し上げれば、電気を使わない冷蔵庫をお使いくださいとかいう状況まで、これは極端な言い方ですけれども、そのような状況に私もあると思います。それが、実は、日本にとっては生活の安全保障につながっている。そのための電気を常時安定的に供給できるための作業として、私は原子力発電所は当分の間、必要だというふうに思っておりますので、当然、施設、それから状況、安定度合いの規制庁がしっかりと安定の確認をしてくれたならば、早く再稼働していただいて、しっかりとしたエネルギーの安定供給を図っていくことが実は日本という国をしっかりとした一流国で残していく、本当の手段ではないかなと、私としてはそう考えております。

そのために、私どもの玄海原子力発電所は町民の皆さんに、そういった意味での日本のエネルギーの一翼を担っているということで、私はそれが誇りにつながっている部分というのは、玄海町民にとっては大きくあるのではないかなというふうに考えておりますので、これは、日本全体でぜひ、この原子力発電施設、しかも、安全性が確認をされたものについては、早く稼働させていただいて、安定したエネルギー供給が図れる体制をつくって、それこそ、今の子供たちにしっかりとした夢を持たせるためには、このエネルギーが安定的に供給され

なければ、私は今の子供たちが大変かわいそうな状況になるのではないかという危惧をいたしております。

ぜひ、岩下議員おっしゃっていただいたように、将来にわたって、この原子力発電を使いながらも、将来はひょっとしたら原子力以外のエネルギーで電気を発生することはあり得るかもしれません。しかし、まだ、今、人間の知恵ではこの域が今、一番上の域ですから、その範囲でしっかりとしたエネルギー政策をさせていただいて、日本の生活の安全保障、それから、日本の経済社会をしっかりと守れる、そんな立派な日本になっていくよう非常に私どもは九州の端っこですけれども、小さいながらもしっかりとした国益に寄与する作業を今後も続けていきたいと考えておるところでございます。ちょっと所感になっていないかもしれませんが、そのように考えております。

○副議長（古館義純君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

町長と私も似たような、同様な考え方で今の生活を送っております。私も、議員になって20年過ぎましたが、最初は玄海町の議員ぐらいで大したことないなというふうな気持ちはありましたけど、原子力を担当してからは、日本の電気エネルギーを支えるんだという自負が出てきまして、非常にやりがいを感じるようになりました。それは、日本の平和と繁栄を守るための非常に重要な行為をしている。ある場合には、議員として政治決断を行使するというような場面が多く出てまいりました。そういうことでは、非常に家庭的にはマイナスになりましたが、一国民としては非常にいい場面に出会わせたんだというふうに思っております。今は、日本は経済力があるから石油もガスも石炭も輸入することができますが、こういう脆弱な基盤の日本は、いつまでもこれは続かないというふうに思います。輸入ばかりに頼って輸出するものがなくなる。110年ぐらい前は、アルゼンチンという国が世界で一番裕福だったそうですが、つい15年ぐらい前になります、債務不履行で世界中に迷惑をかけた。100年もたたないうちに1つの国の栄枯盛衰を見るような時代です。そのアルゼンチンのデフォルトのおかげで、佐賀の商工共済は多額の負債を負うことになって、いまだその解決は見えていない状況だと思っております。

そのように、1つの国がアルゼンチンみたいに広大な国で資源もあり、食料も調達できる国が世界一の裕福な国から債務不履行に陥るように、100年もたたないうちになるという状

態であります。日本みたいに、資源もない、食料もカロリーベースで現在、40%を切るような国が電気エネルギーを製造するための燃料を年間に4兆円以上も海外から輸入する。そういうことが何年も続けば、どういう状態になるかは火を見るより明らかであります。

今の日本が資金力に物を言わせて海外のそういう資源を買い集めれば、今度は発展途上国にしわ寄せが行き、世界中から非難されるということも明らかであります。

このような厳しい国際状況の中で、1億2,700万人の日本が一定の生活水準と繁栄を維持するには、原子力による大量の良質な電気は絶対に必要だというふうに思っております。ベースロード電源として、原子力があって初めてエネルギーの安定供給が得られる、それにより、国家社会の安泰が確保でき、日本の平和と反映が守られる。原発がなくて、エネルギーの安全保障ができるのか。先ほど町長からそういう答えをいただきましたので、私はこれをもっと強力に推進すべきだというふうに思っております。

次に、今、もてはやされていると言いますか、再生可能エネルギーについて考えを述べたいと思います。

ドイツが再生可能エネルギーを、特に風力ですね。これを推進して、導入して、約18%の発電力があるそうです。日本でも思いつきの内閣、菅総理のときに、民主党政権のときに、1キロワットアワー42円で買い取るから再生可能エネルギーをどんどん推進してくださいということで、民主党政権が進みました。今は32円に下げたそうです。

このように、42円、原子力で発電すれば7円から9円とも言われておりますが、それだけの差のある電気を買い取って、電気料は2倍、3倍になるのは目に見えている。これが稼働して行って、日本中がそれでやっていったとしても、天候任せの再生可能エネルギーでは、日本の連携エネルギーは賄うことはできません。いつ天候が変わって、風がやめば風力発電はできない、太陽が隠れば太陽光発電はできない。そのために、バックアップ電源が必要だ、このバックアップ電源、再生可能エネルギーと同量のバックアップ電源を用意しておかなければ、いつどのような自然の変化があるかもわからない。そのバックアップ電源というのは、原子力か火力しかないわけでありまして。いつも同様の出力数を用意しておかなければ、国民の生活に支障を与える。産業生産活動ができなくなるというのが現状であります。

そういうものを無視して、今の政策、余りにも厳しい原子力規制庁のどこが基準を設けようとしているのか、基準も示さずに、事業者が出してきた分だけ句読点の位置が悪いとか、語尾が「お」が「あ」とか、そういうふうに言葉のあやと申しますか、そういうことを非常

に指摘するそうですが、正確なことは私もわかりませんが、余りにも幼稚といいますか、稚拙な指摘が多い。はっきり言うなら、原子力規制庁がこういう基準で、あなたのところは、こういう津波の高さが来るから、これだけの施設をなささいというようなことを言えばいいと思うんですけど、全くそれは出さずに事業者任せでしておる。これがどんどん許可出すのがおこなっている状況になっていると思いますが、町長、全原協あたりに出て行って、役員会なんかでそのようなことを是正してほしいという申し入れ等はどのように行っておりますか。ただ、漫然と言ったら悪いんですけど、傍観しているだけでしょうか、その辺はいかがですか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

全国原子力立地市町村連絡協議会の会合といいますか役員会では、今、岩下議員御指摘をいただいたようなことについても、規制庁、それから経済産業省、それから文科省、担当者とはそういう話をしておりますが、今、正式に大臣のところへ要請に行ったところまではまだ至っておりません。ただ、規制庁の次長さんには何度もそういう話をしておりますし、長官にもその旨、規制庁の今のあり方が本当にこれでいいのかということについては、私どもも総会の場所でも、私は個別に池田長官にはそのように申し上げました。それから、次長さんにもそのような話をさせていただきましたが、今、これも岩下議員御指摘をいただいたとおりに、向こうが何かのれんに風のような、この人たちは本当は専門家ではないんじゃないかと思うような逃げ腰といいますか、そういった状況の中で、今、やりとりをやらせていただいているようなところなんです。全原協ももっともっと、そういった点では力を入れて、国に物申していかなければいけないし、それがもう必然だというふうに考えるぐらいの体制で私ども全原協、行動をとって行くよう、これからはなお、そのような御意見で進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

全原協の中でも、前の東海村の村上村長みたいに、あの事故以来、原子力は危ないから私は反対派に回るというような方もおられますけど、私の知る限り、ほかの市町村の首長は、いや、これは原子力はまだ日本のエネルギーの主幹エネルギーとしては必要だから、推進す

べきだという声が圧倒的であります。議長会に至っては、東海村の議長も、あれは村長1人がたわごとを言っているのであって、町民みんなで決めたわけではない、議会は90%以上が賛成であるというように言っておりました。

再生可能エネルギーを否定するものではありませんが、安定したエネルギーを確保した上で、再生可能エネルギー、バイオマスも含め、潮流発電とか、海洋温度差発電とか、再生可能エネルギーはさまざまありますし、それを研究していくべきであるというふうに思っております。

民主党政権のときのように、思いつきで高値買い取り制度や原発のストレステストの導入などは、国を預かる政治家として、厳に慎むべきだというふうに思っておりますし、町長もその辺がややあるように見受けますので、後ほど質問をさせていただきます。

もう1点、大事なことは、私は日本の平和と繁栄と申しましたが、今から73年前、1941年、昭和16年12月8日に日本軍が真珠湾を奇襲攻撃して大太平洋戦争が始まったわけでありましたが、その理由は、やはり経済戦争だと私は思います。日本には、油は一滴もとれない。当時、アメリカから石油の60%余りを輸入していた。その60%余りを輸入しているアメリカから全面禁輸、もう日本には油は輸出しないとと言われて、やむなくと言いますが、それまでの日本の行いも世界的に賛同を受けなかった。その中で孤立して三国同盟、ドイツ、イタリアなどと結んで戦争に至ったわけですけど、結局、理由は経済戦争、油が手に入らない、手に入らなければ日本としては立ち行くことができないということで、油をとりにおざわざ南方まで戦線を拡大していき、日本の国力以上の戦いを挑んで、見事完膚なきまで叩きのめされて、軍人、軍属だけでなく、民間人も入れて300万人の日本人が戦争の犠牲になったという戦いがあります。

玄海町でも、毎年追悼式を行っておりますし、私の集落の仮屋でも32名おります。32名の方の霊を慰めるべき毎年、そういう行事をしております。このような悲惨な戦いをするばかな指導者、そういうものにはなりたくありませんし、こういうリスクと原子力発電所の福島では過酷な事故が起きましたが、そのリスクと、町長どちらのほうがリスクが大きいと考えますか。リスクのない世の中なんて、この世には存在しないと思います。リスクのないエネルギーはどこにもありません。石油を掘るにしても、石炭を掘るにしても、天然ガスを採取するにしても、リスクがあります。それを比べた場合は、原子力を1とするなら、これは死者の数です、石炭は1,500人ぐらいになるそうです。そのようなリスクのないエネルギーは

ないと思いますが、この辺を町長はどういうふうと考えられますか。所感で結構です。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

所感ということで答弁をさせていただきたいと思います。

今、これも岩下議員がおっしゃっていただいたとおりに、私も同じような考え方を持っているつもりでございます。もちろん、戦争という本当に有事というばかげた状態に持つていくことが非常に最悪の状況でありますけれども、しかし、人間にとっては、エネルギーというものがなくては実はふだんの生活ができなくなってしまうわけでありまして、そういう意味から考えれば、エネルギーにかける人間の熱意というか、情熱は、私はこれはなくならないものであるというふうに考えております。

そういう意味では、今現在は日本という国で考えれば、原子力がこれまで約30%近い比率を埋めるだけの発電量を抱えておりました。火力を減らして、それから、原子力をふやしてきた経緯をしっかりと日本という国は持つております。ところが、この福島事故によって、もちろん事故を起こすということ自体は大変なことでありますけれども、現実には天災によってあのような状況を引き出しましたけれども、甘い観測があったのかもしれませんが。しかし、それを差し引いたとしても、そういった状況の中でエネルギーに対してはまだまだ日本人として、いや世界、この地球に住んでいる人間は全て貪欲にエネルギーに対する欲求を持つているはずでございます。その欲求をしっかりと私は表明し、表現をしていくべきであって、生活が安定した生活が得られるだけの一つのエネルギーを確保することは、当然、私も行政にとっても、それから一般の皆様にとっても大変大事な基本ではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、今、岩下議員御指摘をいただいたように、石炭を準備するのには、今言われたように、原子力と比較をすれば1対1,500ぐらいの差があるでしょう。それから、天然ガスにしても700から800ぐらいの比率であったというふうに記憶をしておりますし、それ以外でも、例えば、人間は必ずリスクを抱えながらも、人間の知恵と情熱でそれを乗り越えてきた生物種です。その生物種がウランごときに負けるはずがないという、非常に私には思いがあります。ウランというのは、もともと天然で地球上にあった鉱物ですから、それを上手に人間は知恵を出して、利用をして、エネルギーに使っていくということについては、

私は是としなければならないというふうに思っております。当然、精製されて100%のものにして、爆弾に使うなんていうことは、もう愚の骨頂でありますので、そんなことは将来にわたって、ここでは言えませんが、ないというふうに信じておりますけれども、ぜひ、そういった使い方をウランにしても、レアメタルにしても、人間の知恵で導き出してきた1つの人間のエネルギー源のもとであるというふうに、今もそう思っておりますし、そういう意味では電気の大切さをもっともっと人間が再確認をすべきではないかなというふうに実は思っております。

ここで例に挙げるのは大変申しわけないというふうに思うんですが、先ほど岩下議員がおっしゃっていただいたように、石炭を探してくるのに1,500ぐらいの比があるというふうにおっしゃったんですが、それこそ我々がふだん乗っている車も、これは毎年5,000人近い人をこの車によって殺しているわけでありまして、それから考えれば、十分にこの原子力を上手に操作し、安全性をしっかりと高めて使っていくことは、人間のこれからの一つの大きな生きていく糧になっていくのではないかなというふうに、私としては期待をいたしております。私は物理学者でもない、それから、専門家ではありませんけれども、それぐらいの知恵を人間は出して、今後、新しい技術を磨き出していくのではないかなという期待感を持って、今、私どもの玄海原子力発電所を含めて、日本のエネルギー事情をぜひ、支援させていただければ、町民の皆さんの一つの大きな、先ほど岩下議員さんは自負というふうに表現をいただきましたけれども、自負と誇りにつながっていく作業になるだろうというふうに思っております。特に、このことを子供たちに伝えたいというふうに思っております。

完全な所感になっておりませんが、言葉足らずで大変申しわけありませんが、そのように、この場では言わせていただきたいと思います。

○副議長（古館義純君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

世の中にはリスクのないものはない、ゼロリスクは何もないというふうに私は思っております。プルサーマルを、玄海原発3号機を日本で最初に導入するときも、このプルトニウムを保有しておれば、兵器に使用してはならないというような核不拡散の条約があり、核兵器廃絶のためにもう、このプルトニウムを平和利用しようという隠れた思惑か、はっきりそういうことは言いませんでしたが、国際協定の中にはあったんだというふうに聞いておりま

す。我々まではまず、余りそういう意識はしておらなかったんですけど、本当に有効なものを使って、エネルギーを科学技術の力でコントロールしていくということができれば、資源の争奪もなくなるし、人類が平和に暮らしていけるんじゃないかという気持ちがいつもしております。

さて、福島原発はあのような過酷事故を起こしたわけですけど、これを玄海原発の場合に置きかえて、どのような状態になれば、玄海原発がメルトダウンするのか、メルトダウンをした上で全町民、5キロ圏だけじゃなく、10キロ、20キロぐらいまで避難しなければならない福島第一原発のような状況になるのか。その辺の想定は町長、されたことありますか。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

想定という部分では、現実には福島第一の状況と私ども玄海原子力発電所の状況、地勢の状況、それから、電力会社の違い等々で大分私は違いがあるというふうに思っております。そういう意味では、私どもの玄海原子力発電所のほうが安全性についても、それから、地勢、情勢についても数段、私は高みにいるのではないかということで、そういった形の福島に対する想定をきちんとした状態で全く同じレベルで並べて考えたことはありません。当然、玄海の立場、福島第一の立場、それから、それ以外の発電所の立場、状況、環境、それによって少しずつ私はプラントによっても違いますし、当然、PWRとBWRでは、全く構造も違いますし、いろんなことでそういう意味では想定をさせていただきました。玄海原子力発電所がそういう意味で日本の発電所の中では一番安全性は高い発電所ではないかなというふうに、実は私の中ではそういうふうに思っておりました。

今、岩下議員さんから御指摘をいただきましたので、玄海原発での安全改善策みたいなものは、私としては新規制基準に適合するための必要な炉心の損傷の防止ですとか、格納容器の破損防止ですとか、放射性物質、拡散抑制ですとか、使用済み燃料ピットの冷却ですとか、それから電源、水、緊急時対策書、それから重大事故防止等、これはもう万全を期す対策については、十分に適合審査を行った際に計画していた工事は終了しておりますので、さらなる安全性を追求して、審査での指摘も踏まえて継続して、今現在、安全対策工事に取り組まれているというのが現況だというふうに思っております。

当然、地震や津波など、外部電源を失った場合の対策では、移動式大型容量発電機や直流

電源用の発電機も配備がされておりますし、電源を供給する手段の多様化が実は図られております。また、冷却手段の多様化を図るための常設のポンプに加えて、可搬型のディーゼル注入ポンプ、それから、移動式の大容量ポンプ車両とも、全部これも配備がされております。それから、格納容器の保護対策では、炉心熔融時に発生する水素の濃度を下げ、水素爆発を防止する触媒式水素再結合装置なるもの、それから、電気式水素燃焼装置が設置をされております。万々が一、格納容器が破損した場合に、破損箇所には放水をし、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための放水砲も実は配備がされております。浸水防止対策として、タービン動補助給水ポンプや非常用ディーゼル発電機等の重要機器があるエリアの扉などは、これはもう皆さんもごらんいただいたと思いますけれども、浸水防止のためのシール加工を実施されて、さらなる信頼性の向上を図るための重要機器エリアの扉やシャッターが防水効果の高い、水密性の高い扉に取りかえられております。

昨年7月の適合審査申請時点で工事中だった事故対処設備へ7日間の連続発電ができるようにするための非常用発電機の燃料貯蔵タンクの増設、それから、免震重要棟内に置く予定の緊急時対策所ができるまでの間は、重大事故に対処するために必要な措置を行う要員がとどまることができる代替緊急時対策所など、重要な対策工事はもうほぼ完了をいたしております。猶予期間がある免震重要棟は、平成27年度の完成を目指して基礎工事がスタートしておりますし、原子炉容器の圧力を逃がすフィルターベントも、私は玄海にフィルターベントが必要なのかということも考えましたけれども、平成28年度までには設ける予定となっております。平成25年7月8日に施行された新規制基準は、福島第一原子力発電所事故の教訓全てが反映がされ、さらにIAEA、アメリカ、ヨーロッパの基準と照らし合わせて、漏れがないことを確認してつくられたもので、やはり世界最高水準の基準であると認識をいたしております。

また、新たな知見はその都度規制基準に盛り込まれることとされておりますので、その規制基準は全ての原子力発電所に適合されることになっておりまして、このことによって常に、原子力発電所に対する安全対策は求められるということになります、求めていかなければいけないと思います。

玄海原子力発電所3、4号機は、まさにその新規制基準適合審査中でございます。九州電力においては、新規制基準の求める世界最高の安全水準を達成すべく、対応していただくことが玄海原子力発電所に対する安全性、それから信頼性の向上につながるものだというふう

に今現在、考えているところでございます。

○副議長（古館義純君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

今、町長、さまざまな設備の追加、または対策工事が行われている。一つ一つゆっくり上げていけば、町民の方も、ああ、そんなにやっているのかと納得がいかれるのではないかと
いうふうに思います。

そして、玄海町の地形、太平洋側と日本海側の違い、海溝がない、大陸棚である。過去に、2,000年前にさかのぼっても10メートルも来るような津波は来たことがない。いつも玄界灘ですから、台風ときは四、五メートルぐらいの波は起こります。そういう地形の場所であり
ますし、先ほど万々が一と町長言われましたけど、万が一というのは1万年に1回という
意味ですよ。万々が一とは2万年に1回、2万年に1回、そういう事故が起きたとしても、
それを防御する対策も十分にできているということですよ。

私もそのように思っておりますし、まさに、先ほど言われたように、私もフィルターベン
トなどはPWRには必要ないのではないかとというふうに思っております。しかし、もうこれ
も既に対処済みであれば、また安全に安全を重ねたんだろうな。これは結果的には電気料金
にはね返ってくるわけでありませう。

そのように、万々が一そういうことがあっても、避難するようなことはなく、制御できて、
玄海原発が制御できるというような状態にあるというふうに私も思っておりますし、それよ
り、リスクが大きいのは、化石燃料を輸入して、毎年4兆円にも上るお金を外国に支払い、
貿易赤字を出し、去年は貿易赤字が3.6兆円ぐらい、ことしは4兆円ぐらい、貿易赤字がそ
の額だったかはちょっとあれですけど、貿易赤字の次は経常収支が赤字になります。経常収
支が赤字になれば、日本の国債の信用力も落ちてきます。国債は今、日本人がほとんど買っ
ているから、急にどうということはないでしょうけど、国債の信用が落ちてくれば、国債の
金利が上がる。日本の信用が落ちてくるというようなことです。そうなれば、先ほども言っ
たように、アルゼンチンみたいにどんどん悪くなっていけば、債務不履行に落ちないわけ
はないと。そっちのリスクのほうがはるかに大きいというふうに私は考えております。

これを国民に、今、町長が言ったような、これだけの対処、対策工事を行っているとい
うことを知らせるとするのは、マスコミの役目が大きいのではないかと思います。そのマスコ

ミが、私はプルサーマルに携わっている色々な仕事をしてきた中でも、本当に日本のマスコミは信用できるのかというような疑念に陥ったことがありますし、きょうの新聞を見ていますと、吉田所長が退避命令を出したとか、出さないとか、今まで黙ってほうかむりをしておった日本で一番発行部数の——読売とどっちですかね、多い朝日新聞、伝統のある朝日新聞がそういう記事を書いておった。それと同時に、三十何年間も従軍慰安婦の問題で誤報を垂れ流しにして、世界中に日本の信用を失墜させた、日本をおとしめさせた。そういう日本を代表する新聞である朝日新聞が誤報を流しておったということは、真実を伝えねばならない役割、義務がある新聞がそういうことでは、日本の民主国家としての平和はおぼつかないのではないか、世論を誤った方向に導く役割をわざわざしているような感がするわけであります。

そこで町長、先日、これは9月6日ですね。佐賀新聞の玄海1号機廃炉検討、これはもう前から言われておりましたが、1号機は老朽化しておる、これ脆性遷移は一切書いてありません。ただ、ケーブルが可燃性のものがある、いろんな追加工事をすれば、経済的にどうなるかということで、廃炉を事業者がする。国がせろというわけではありません。その中で、小さい見出しに玄海町長廃炉なら新交付金を、これを見て私はがっかりしました。また自分の玄海町のお金のためだけに言うのか。こういう時期に、この期に及んで町長の立場であれば、県会議員もしているし、いろんな知見も持っておる。そういう人間性の方なら、日本のエネルギーを論じてほしい。きのう、敦賀市の河瀬市長が来て、町長との会談に一緒に同席させてもらいましたが、河瀬市長、何かいつもそういう話をしておりますよね、全原協の会長として、もう20年ぐらい務めているんでしょうけど。しかし、この中身を読んでも、基本的に廃炉は九電が判断することであり、科学的な検証を踏まえた上で判断するはずだから、異論を挟む気持ちはない。これは当然だと思います。いろんな経営も考えて、科学的な判断をして、廃炉が妥当だというふうに事業者が判断したならやむを得ないというふうに思います。廃炉する場合には、発電量に応じて計算される原発関連の交付金がなくなるため、国には新たな交付金創設を求めたい。これもまた、私は一遍に今まで入ってきたものが方針を変えたから、あしたからは生活費は送れませんよという、それと一緒に思います。しかし、同じ日の日経新聞を読んでも、日経新聞にも載っておりました。老朽12原発の廃炉判断、収益力や規模が焦点、それに美浜町長の話が載っておりました。再稼働は厳しい、これが中見出しですね。原子力規制委員会の新規制基準があり、再稼働するには厳しい状況だ。関電は遅くとも年明けまでには再稼働か、廃炉かを判断するだろうと思っていた。これも同

じで、事業者の判断に任せる、それが科学的に正解であれば、そうすべきだという、町長と同じ見解ですね。

山口町長は、関西電力から何も聞いていないとしながらも、廃炉後の対策がないのでは困る。今の交付金にかわる新たな交付金が必要。美浜も1号、2号を廃炉にすれば、途端に交付金がなくなるわけですね。だから、こういうことには、対処すべきだと思います。しかし、この書き方ですね、新聞の取り上げ方、佐賀新聞は廃炉なら新交付金を、町長、あなた言いましたか、すぐ、廃炉するならお金をください。そんなみっともないことはやめてください。それより言っていることは変わらないんですよ。しかし、書き方が違う。

ここで、私、日経新聞と佐賀新聞の新聞の品格かなと思うんですね。藤原正彦の「国家の品格」という本がありましたよね。町長も県議時代にあれを読んで、非常におもしろい本だと、自分のためになったということをおっしゃいましたし、私も読んでみて感動しました。それで、この人の親はどんな人だろうと思って、父親は新田次郎だということはすぐわかりましたけど、母親が藤原ていさん、彼女もベストセラー作家ですね。彼女の書いた本を読んでもみると、ああ、さもありなんというふうに、立派な親には立派な子が育つ。廃炉なら新交付金を、町長は玄海町の親であります。町民がこれを見たら、お金さえもらえればどんなことでもしていいよと、そういう見出しを書く新聞の品格、先ほど言った、朝日新聞の誤報を三十何年も垂れ流して、日本という国が世界の中で性奴隷、慰安婦をこういう扱いをした。世界中におとしめるような新聞だった。それを今になって、あれは間違いであった、過去に指摘されていたにもかかわらず、ほうかむりをしていて、最近になってようやく認めた。このような書き方を町長、余りしゃべり過ぎではないかと思うんですよ。簡単にいつも、町長室を開けて、千客万来で誰の話でも聞きましょうという姿勢はいいと思います。しかし、自分の口から出た言葉を、全くないことを書くわけありませんし、端折って書かれても困るんですよ。その辺の話し方、マスコミとの対応の仕方、十分に気をつけてほしい。

もう1点、また、科学的な根拠は持ち合わせていないが、原発の運転は50年が限度、これは町長の持論、個人的な持論はいいんですけど、50年という根拠を示してみてください。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

いつの時点で、私がこの50年というのを言ったのかは、ちょっと私自身も記憶が少し薄れ

ましたけれども、何年か前にどなたかの一般質問に対して、50年が限度だと思っているというふうに私が答弁させていただきました。そのときは、実は何の根拠も自分の中では持ち得ておりません。ただ、建設するコンクリートの建物が基本的には50年という限界が実は、私の中ではずっと頭の中に残っておりまして、40年というよりも50年だろうという気持ちを持っておりました。それは、40年を20年いきなり延長するというのはいかがなものかということで、私は40年から10年おきにしっかり検査をして、した上でというつもりで50年ということをおっしゃっていただいたところでした。しっかりと科学的な根拠は何も実は持ち得ておりません。ただ、40年であれば、50年まではひよっとしたら稼働かなと、しかし、60年はちょっときついなという気持ちでそのように申し上げました。その点については、今、るる御指摘をいただいたとおりに、私が少し軽くしゃべり過ぎているなという反省を今しているところでございます。

ただ、岩下議員から御指摘をいただいたとおりに、今のメディアというか、マスコミの皆さん方は、やっぱりおいしいところだけをしっかりと記事にさせていただきますので、そういった意味では、私も気をつけて発言を今後させていただかなければいけないというふうに思っておりますし、それでもやっぱりしゃべり過ぎる点は、私の性格上でございます。自分の中で、それをしっかりと抑制しながら、町長室ではやっぱり千客万来で私は話をさせていただきながら、いろんな情報を発信することも含めて、それから、受信することも含めて、この姿勢は変えずに、もう少し私の中でしっかりと抑制心を持って、客観的なお話をさせていただきたいなと思います。これに加えて、ぜひ、メディアの皆さん方には、客観的な記事をしっかりと新聞に載せていただくように、今後をお願いをしていかなければいけないなと思っております。反省すべきは反省をさせていただきたいなと思っております。

○副議長（古館義純君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

反省すべきは反省するというふうに、町長の素直な謙虚な態度が町民に支持される要因だというふうに思いますし、しゃべり過ぎるのは本当に話好きだから仕方がないのかもしれませんが、玄海町長としては、こういう原子力発電所のこと、こういうふうな点に関しては、慎重に、慎重に発言を求めます。

いろいろと質問をしましたが、結局、私の結論としては、リスクのない世の中はどこにも

存在しない。そのリスクをいかに、大難を小難に、小難は無難に一生懸命努力して、そういうふうにしていくか。リスクの少ないほうをとり、メリットの多いほうに向けて努力してメリットを多く、リスクを少なく、それを選ぶというのが町長の政治家としての役目だというふうに思います。

今後も全原協の副会長として、十分に東京で発言され、あなたはもう経済産業省の中でも顔パスで入れるような人材になっておりますし、これからも国とのつながり、県とのつながりを十分に生かして、玄海町のために頑張ってください。

もう1点、定住政策についてというのを出しておりました。これは井上議員も質問しましたし、これは私もつけ足しで出したような問題であります。その中で、今、玄海町には大企業の九電がおるわけですね、九州電力が。そして、その子会社といいますか、系列会社の西日本プラントとか九電産業、そして、九州電工、佐電工、そういう企業がありますし、そういう企業を有効に活用して、住宅でもつくれないか、そういうことは町長の頭の中には十分あると思います。一般的にPFIと言いますが、それはPFIでなくても、企業が進んでやれば、玄海町と共存共栄をしていこうという企業があれば、そういうやり方は幾らでもできるんじゃないかと思えます。口で共存共栄ということは九州電力も今まで、自分たちのほうから口が酸っぱくなるほど言っておりましたが、現状ではそれはやや難しいかもしれませんが、この会社も倒産する会社じゃなく、必ずよみがえってくる会社だというふうに思っておりますし、そういう申し入れをして、現在の玄海町の人口減少に対応してみてもどうかということでも上げてみました。

次に言うのも質問がございましたが、宅地ですね。一般の人が宅地まで自分で探して、例えば農地を宅地に変えて、自分で農業委員会まで出向いて、地主さんといろんな交渉をして、そして、住宅を建てるということは非常にややこしくて、それよりか、唐津辺の分譲してある宅地を購入して、そこに建てようというふうになるわけでありませう。

この宅地の開発は、私は前の町長の時にも言っておりましたし、あなたにも何回か言ったことがあります。忘れておれば仕方ありませんけど、人間は忘れることができるから楽に生きられるんですけど、やらねばならない事業だと思います。ただ単に、定住政策でお金をやっても、結果はきょう数字を町長が述べていたように、あのような状態であります。これではほかの自治体と変わりありません。思い切ってやれば、もっと好結果が出るのではないかと思いますし、今まで企業で住宅政策で協力したのは、言っていないかどうか、あなたの

出身の会社である岸本組が宅地造成をして、住宅も建てた。これはもうこの事業としては赤字だと思います。しかし、それを補っていくということも企業努力のうちだと思いますし、町で宅地開発をすれば、10年、20年塩漬けにしても私は構わないというふうに思いますし、その辺も考え合わせた上で、この定住政策、人口増について意見を聞いて終わりたいと思います。

○副議長（古館義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

まず最初に、PFIについてだけ、少しですけれども、PFIというプライベート・ファイナンス・イニシアティブという制度でありますけれども、ここ20年間で佐賀県で3件、採用されております。私どもPFIについては、研究をしたいというふうには考えております。民間の力と行政体の力が非常にうまく、これがかみ合えば、このPFI事業は前に進んでいくのではないかなというふうには思っておりますけれども、今、岩下議員御指摘をいただいたように、私どもには発電所に実際にはたくさんの九州電力さんの関連会社の皆さんがいらっしゃいます。この皆さん方ともそういったお話も随時させていただきながら、話を進めていければなというふうに考えております。

それから、宅地開発を町でというお尋ねでございますので、それについてもお答えをしておきたいと思えます。

全国の自治体の中には、やはり公社を利用して、公社などを設立して、企業誘致のための工業団地や観光事業用地、それから、住宅の用地としての土地の購入造成をしているところもあるようでございますが、今、岩下議員おっしゃっていただいたように、塩漬けになっている土地が大変多うございます。財政負担が増加している状況もあって、国も平成24年度から地方債の起債基準を厳しくしたという経緯も実はございます。玄海町においては、平成23年3月に友田議員さんの質問でお答えをさせていただきましたけれども、事業用地としての新たな用地の取得ではなくて、町が所有する土地を有効活用していく施策を進めておるつもりでございます。

例えば、企業誘致では学校跡地を活用、それから、旧保育所跡地を店舗用地として貸し出すなどということはやらせていただいております。それから、住宅用地への活用事例としては、平成20年度に先ほど言っておりましたけれども、玄海町新興住宅というものをつく

らせていただきました。これは諸浦の旧教育委員会跡地に町外採用職員や教育関係者のほか、町外からの定住希望者も入居することができる規定としております。戸建て2戸と共同住宅6戸を建設したところでございます。それから、新たな用地を購入して宅地開発するのでは、販売価格にはね返る部分もありますし、財政負担もふえますので、住宅用地として活用できる町有地、例えば、新田の青翔高等学校の職員宿舎跡地、それから、旧ふたば園の職員駐車場跡地などを利用するなどの方策を今、考えさせていただいているところでございます。これも、23年3月、友田議員さんの質問にお答えしたわけですけれども、民間の賃貸住宅がなく、民間にも協力を要請していくというお答えをさせていただいておりましたが、平成24年度に先ほど言っていたとおおり、1棟ではありますけれども、民間の集合住宅も完成はいたしました。実は、それ以外の民間業者の方にもお声かけだけはさせていただいております。今後も民間事業者にできる部分は協力をお願いしながら、町有財産の有効な活用について議論をし、宅地開発も含めた定住政策には、さらに今後強力に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

私たちは玄海町民でもありますが、同時に日本の国民でもあります。原子力発電所が立地する適地に恵まれたところにも住んでおりますし、我が町の繁栄だけを願うのではなく、日本全体のために何ができるのか。平和で繁栄する国家を築くためには、一国民としてもやるべきことがあるのではないかというふうにもいつも考えております。

町長をちょっと攻撃するような一般質問にもなりましたが、3期目が始まったばかりでありますし、町長もう4年間、しっかりとふんどしを締め直して頑張ってください。

これで終わります。

○副議長（古舘義純君）

以上で岩下孝嗣君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後3時47分 散会